

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|---|----|--|--|
| 1 | 全体 | <p>立派な基本方針です。どれだけの人がかかわって出来上がったものか想像すると文句はつけられません。ただ一言。家の倉に重要文化財的な立派な掛け軸があるのです。皆さん見てくださいと言って広報するのは誰でも出来ます。掛け軸は見る人が見ればその値打ちがよく分かるのですが、無関心な人にとっては100円ショップのものと余り変わりはありません。「島根県人権施策推進基本方針」も内容以上にその値打ちと存在意義を県民に噛み砕いて知らしめることこそ一番重要なことです。一方、テレビ・新聞等のニュース報道などで人権とは相反する事件・事象が毎日起こっており、県民は人権といってもぴんと来ない人が多いでしょう。これが現実と思います。行政が真剣に広報しても、それ以上の相反する情報が洪水のように押し寄せている中で県民が真剣に理解する気持ちが向くかどうか。いや、だから一生懸命理解させるようにしないと何の意味もありません。これが一番だと思います。</p> | <p>【人権同和対策課】 ご意見の趣旨を今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | 全体 | <p>この問題は人間社会である以上無くならない問題でしょう。また、その時代時代により、その社会性によりそのテーマは変化すると思いますが、基本的なものは変わらないでしょう。また、その基本政策は皆平等に仲良く暮らしましょう、ということでしょう。人間が人間である以上永遠のテーマだと思います。生活環境、経済・・・競争社会、格差社会に生きるということは当然心の歪が生まれることでしょう。それをいくらかでも良くするのは生活のゆとり、精神のゆとりではないのかな、と思います（大きな政治のテーマだと思いますが）</p> | <p>【人権同和対策課】 ご意見の趣旨を今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |
| 3 | 全体 | <p>総合的視点から Iターンで島根に住んで15年、益田市に住んで定住、教育、観光等で地域おこしを開始しました。地元の皆さんとあまりに価値観の違いを感じたからでした。ところがすべて大きな価値観の壁に跳ね返されました。提案しても即NOの返事でした。NOの返事のあまりの速さに驚くほどでした。私はたくさんの価値観をいかに共有しようかと考えています。都会はそうです。ところが当地の方々は一つの価値観を守り、他の価値観を受け</p> | <p>【人権同和教育課】 ご意見のように様々な価値観を受け入れることは、人権教育の求めているところでもあります。こうした国際理解教育の要素も考慮しながら、人権教育を進めていきます。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|---|----|---|---|
| | | <p>入れない。土壌があります。そこに摩擦が起こるのです。私がいま思うことは成熟した良き地域の条件は他の価値観をいかに素直に受け入れる力があるかが、評価の対象になると思っています。</p> <p>小中学校で「価値観、創造性の授業」を時々します。今の教育は1 + 1 = 2の授業ばかりです。つまり カーナビ授業です。これでは困るんです。1 + 1 = 2であったり、10であったり、無限大であったり、各自が答えを作ってゆく授業も必要かと思いますが今の教育にはそれはありません。国際理解教育は私にとって新しい目を開かせてくれた教育でした。この教育の中にはたくさんの要素が含まれており、地域格差、同和問題、価値観等あらゆるものが含まれています。もっとこの国際理解教育をメインに授業が展開されたら素晴らしいのと思っています。あまり教育者もこの教育をご存じない方が多いようです。外国と日本だけが国際理解ではありません。国内にもたくさんの問題点が見えます。</p> | |
| 4 | 全体 | <p>医療体制から 県下で最初にサロンを開設したものの目から見て、医療従事者と患者とのコミュニケーション不足は否めません。県下でサロンの数は19か所になりました。定住、教育、観光のテーマでことごとくはねられていた事項がいま医療で広がりを見せています。</p> <p>ということは 自分のこととして考えるか 他人事として考えるかの違いでした 自分に痛みを感じるか否かでしょう。物事を自分のこととしてとらえてゆかねば進展はありません。医療は自分が痛みや辛さがもるにかかります。だから サロンに近寄ってくるのです。自分のこととして。自分は痛くて辛いんです。</p> <p>医療教育現場にコミュニケーション教育のカリキュラムがありません。患者にも不足なところがあります。それで私たちが賢い患者になるための患者教育をしているのです。</p> | <p>【医療対策課】 患者さんと医療従事者との関係に関して、貴重な御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>医療従事者における人権教育については、看護師教育を例にとれば、次のような教育内容等に留意することになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とすること。 ・ 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むこと。 <p>基本方針の中(5.特定職業従事者に対する人権教育の推進)では、これらを踏まえて、医療関係者の養成施設での人権意識を高めるための教育の推進・充実について記述しているところです。</p> <p>また、患者さんと医療従事者とのより良い信頼関係の構築、患者の自己決定権、患者さんの知る権利などを推進するためには、医療に関する情報提供を積極的に推進する必要があります。</p> <p>患者さんと医療従事者が共同して疾病の克服を図る患者参加型の医療を実現するためには、患者さん御自身にも、医療の当</p> |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|---|-----|--|---|
| | | | <p>事者としての主体的な受診姿勢が求められているのは、御指摘のとおりです。</p> <p>このため、基本方針（7．患者及び感染者等）の中では、特にインフォームド・コンセントの普及について記述しているところです。</p> |
| 5 | 全体 | <p>障害者として 自分が障害者になって、初めて他の障害者はどうなんだろうと考えるようになりました。</p> <p>それで 要約筆記に参加したり、手話講座に参加して、障害者の見目が大きく変化した自分に気がつきました。</p> <p>また 自分はストーマ装着患者として人から「大変です」と度々言われました。</p> <p>あまり言われると反発する自分がありました。</p> <p>夜 トイレに起きなくてもいいし、ゆっくりと寝れるので快適です。と</p> <p>物事は考え方を変わるとこれまでに変わることを学びました。</p> <p>人生 こんなものでしょう。</p> | <p>【人権同和対策課】 ご意見の趣旨は承ります。</p> |
| 6 | 全体 | <p>今日、益田人権センターで人権関連の講演会があったようです。隣の総合福祉センターから、その様子が見られました。すごい動員で驚きました。でも、自主的に参加されている方がいかに多いのでしょうか。無理に参加させても身につきません。時間がくればすぐに忘れてしまい、その反動は、無理に行かされたとの不満が残るのが関の山です。あとは参加者の意識の問題です。自分のこととしてとらえられるレベルまでいかに引き上げるかそれが問題です。根本から考え直すべき時期に来ているのではないのでしょうか。</p> | <p>【人権同和対策課】 ご意見のとおり、人権啓発を進めるうえでは、県民の皆さん一人ひとりが人権問題を自分自身のこととして捉えることが重要であると考えています。ご意見を参考にして、効果的な人権教育・啓発を行うよう努めていきます。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|----|--|---|
| 7 | 全体 | 策定を読ませていただきましたが、暴力の虐待や言葉での暴力もあると思いますが、策定で変わるのだろうかと思います。ただそういう意識の無い人には、きちんと文章にして読む事で気付きが合ったりするのかもしれない。人として私がされていやな事は、他の人もいやなのだと言う事を、わかった上で、いろいろな機会に、話題にして話し合うことは、実践できる大切な事だと思います。 | 【人権同和対策課】 ご意見の趣旨を今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 8 | 全体 | 最近の社会風潮で思いがけない事件が続発して心配しているが人権は無条件で天井知らずに保障されるべきものではなく当然ながら社会の規範の制約の中で保障されるべきことを基本方針の策定の前文で明確に確認させておくべきと思う。 「個と全体」のバランスのなかで考えられるべきもので当然のことだが最近の教育では「個」の人権が無条件で余りにも主張されている嫌いはないのか？ | 【人権同和対策課】 人権は全ての人に平等に保障されるものであり、自分の人権を大切にするように、他者の人権も大切にしなければならないと考えます。 こうした考え方で、人権教育・啓発に努めていきます。 |
| 9 | 全体 | 第一次改定のすべて、言葉が難しく県民が読んでもわかりにくいであろう。もっと、分かりやすい表現にするべき。その方が、啓発も進みやすい。 | 【人権同和対策課】 ご意見は今後の検討課題とさせていただきます。 |
| 10 | 全体 | 小学生が読んでも理解できる基本方針の「子ども版」ができると子どものみならず、多くの県民が理解できる。 | 【人権同和対策課】 ご意見は今後の検討課題とさせていただきます。 |
| 11 | 全体 | 項についている番号は、優先順位を示す意図があるのか？ | 【人権同和対策課】 項に付いている番号は、優先順位を示すものではありません。 |
| 12 | 全体 | 別添資料として、それぞれの人権課題に関わる相談窓口や関係機関等の一覧表があると良い。 | 【人権同和対策課】 相談窓口については、鳥根県の「人権啓発推進センターホームページ」に「人権相談窓口のご案内」、「人権に関するホームページへのリンク集」を掲載するとともに、様々な機会を通じて周知に努めていきます。 |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-----|---|---|
| 1 3 | 全体 | <p>予算的措置の裏づけ、具体的な制度の記述に乏しい。「基本方針」とはいえ、あまりに「教育・啓発」に偏りすぎている。</p> | <p>【人権同和対策課】 基本方針は、県の人権教育・啓発を進めるための指針として策定したものであり、予算的なことなどについては触れませんが、具体的な取組については、毎年取りまとめ公表しています。</p> |
| 1 4 | 全体 | <p>「部落第1主義」を主張するわけではありませんが、貴課の名称が、人権・同和対策課とありますように、県の人権問題の中心課題は同和問題であるはずです。</p> <p>a) 基本方針の『国の取組』の中で「人権施策の充実、普及を図ってきました」の次ぎに「なかでも同和問題の解決をめざして、昭和40年に同和対策審議会答申、昭和44年に同和対策特別措置法の制定、以降その「延長」などと、取り組んできました。」を加えられたら如何でしょうか。</p> <p>b) 総論の『基本方針改定の趣旨』に、「依然として、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人など・・・」とありますが「依然として、我が国固有の課題である同和問題をはじめ、女性や子ども・・・」と、改めるべきではないでしょうか。</p> <p>c) 『県の取組』に「女性や子ども・・・」とありますが「同和問題をはじめ、女性や子ども・・・」とされたらどうでしょうか。 以降、基本方針の全文(該当文章)を、そのようにされたらと提案します。 現在、ややもすると、「人権」という言葉の中で、同和問題がないがしろにされかねない状況があることを心配するからです。</p> <p>d) 『各人権課題に対する取組』 上記の趣旨から、同和問題で5番目にあげられていること疑問をいただきます。</p> | <p>【人権同和対策課】</p> <p>a) ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の2ページ『国の取組』の中の「人権施策の充実、普及を図ってきました。」の次ぎに「また、我が国固有の人権問題である同和問題について、1965(昭和40)年の同和対策審議会答申に基づく取組を進めてきました。」を挿入します。</p> <p>b) \ c) \ d) 「女性や子ども・・・」の順序については、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」に記載された順にならったものです。また、基本方針の47ページ『第2章「各論」・・・「施策の推進」1.「推進体制とフォローアップ」』の3段落目の『この「基本方針」の推進にあたっては、同和問題をはじめ、女性や子ども・・・』の部分については、「同和問題をはじめ、」を削除し、第1章「総論」の記述に合わせて「女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人など、」に修正します。 なお、今後も同和問題を重要な課題として取り組んでいきます。</p> |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|----------|--|---|
| 15 | 趣旨 P1 | 2段落目「この結果、県民の人権問題に対する関心は高まってきましたが、...略」このことについて、関心が高まったことが証明されるもの、例えば、「意識調査等の結果から...」など、何の結果であり、それがはっきりしているものがないと納得しがたいのではないかと思います。 | 【人権同和対策課】 ご意見の趣旨を踏まえ、意識調査の結果を挿入します。 |
| 16 | 趣旨 P1 | 4段落目「今回は、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、略」このことについても同様で、取り組みの成果を数値で出してあればわかりやすいですが、数値も無しに一方的に成果といわれても何をどう比較して考えればよいのか 課題をどうとらえればよいのか、誰がそれを課題としたのか明確にした文章にしていきたいと思います。 | 【人権同和対策課】 これまでの取組の成果や課題については、「各人権課題に対する取組」の「現状と課題」で述べているとおりです。 |
| 17 | 趣旨 P1 | これまでの取り組みの成果を具体的に挙げてほしい。 私達の周りでは、正直なところ、あまり成果を感じとることができない。 | |
| 18 | 趣旨 P1 | 「この結果、県民の人権問題に対する関心は高まってきましたが」 どういう点から関心が高まってきたと言えるのか、具体的な記述がほしい。また、どういうことが重点部分として取り組まなければならないのか、具体的な記述がほしい。 | |
| 19 | 趣旨 P1 | 3行目で「人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました」というが、医療、介護、年金など、県民の喫緊の願いに応えることが行政の人権施策の眼目ではないか。その意味で、本当に推進に努めてきたとはいえない。 5行目に、「県民の人権問題に対する関心は高まってきました」とあるが、本当だろうか。行政が人権問題であると規定したものだけが人権問題ではあるまい。後に続く「女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人など」のように、国の基本方針と同じく「国民間の差別問題」に人権を閉じ込めて | 【人権同和対策課】 ご意見として承ります。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|---------|--|--|
| | | <p>考えているのではないか。今回の後期高齢者医療制度に象徴的に現れているように、高齢者への人権侵害を行っているのは政府そのものである。三十五都道府県の医師会が見直しを求めたり反対している事実をどう見るのか。</p> <p>国民間の差別問題だけを「人権問題・啓発」の対象として「より積極的な取り組みが求められている状況にあります」などと推進するのが地方自治体の役割だろうか。人権というものを、ことさら差別問題に矮小化して、それを「教育・啓発」と称して宣伝する役割を果たしているのではないか。このくらいの内容なら国の基本方針の情報提供だけで十分なことを、大変な人手をかけて、各都道府県がさらに基本方針として策定するなど無駄の極みであろう。さらに市町村が追随して誤りに屋上屋を架す宣伝をするなら、これはもう洗脳と呼ぶにふさわしい国家的規模の誤った教育である。矮小化されたというところが誤った人権概念を国民的規模で共有させようとは、あきれ果てた蛮行である。その結果、未来をになう子どもたちや若者が狭い範囲でしか人権を捉えられないなら国家的損失である。国際理解教育など画餅に等しい。</p> <p>このように条約を批准しても、やっていることは国連の指摘とはかけ離れている。一部の支配層に都合よく取捨選択した「日本的」解釈がなされ、扱いにも温度差があり、「子どもの権利条約」などたなざらしの状態である。こういう政治状況こそが人権を奪っている。</p> | |
| 20 | 国の取組 P3 | <p>「・・・人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務である・・・」について、県は市町村の実態をどう把握しているのか。責務と謳ってあっても、響いてこない。同和問題について認識不足な行政職員が多く、その度に悲しい思いや不安を感じる。県は、事業報告や調査のみでの実態把握ばかりでなく、直接足を運んで把握して頂きたい。</p> | <p>【人権同和对策課】 県としては、直接現地に出向くなどの確に実態把握するように努めていきます。なお、その際、市町村との連携を深めていきます。</p> |
| 21 | 国の取組 P3 | <p>この基本方針の中で、「人権教育の指導方法の在り方について（第3次とりまとめ）」ここにしか取り上げられていない。もっと、「子ども」や学校の教育にかかわる部分で取り上げるべき。</p> | <p>【人権同和教育課】 人権教育のための指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）は、人権教育の理念や進め方に関して初めて文部科学省が公式に出した文書です。これについては、すでに国と同様</p> |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | | に、県でも教職員に対して様々な研修の機会を通して活用を呼び掛けています。今後、さらに各学校内において研修を積み上げることによって、児童生徒が人権意識を高めていくために効果的に活用されることを働きかけていきます。 なお、ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の7ページ『1. 学校教育等における人権教育の推進』の中の「・・・これまでに培われた同和教育の成果や手法を生かしていきます。」の後に『また、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の学校での効果的な活用を進めます。』を挿入します。 |
| 2 2 | 県の取組 P 3 | 「県」ではなく本県とすべき。我が県のことなのに、距離感を感じる。 | 【人権同和対策課】 「本県」という表現については、堅い印象があるため、改めました。 |
| 2 3 | 県の取組 P 3 | 前回の方針は「本県」となっていますが、今回「県」とあらためられたのは、何か意図があるのでしょうか？ | |
| 2 4 | 県の取組 P 3 | 「県の取組」「県においても」etc. 「県」ではなく「本県」として、島根県の当事者意識をより明確に示す必要がある。 | |
| 2 5 | 県の取組 P 3 | 「有識者で組織する島根県人権施策推進協議会を組織しました」というが、有識者とはなにか。 | 【人権同和対策課】 県における人権施策の推進に関する基本的な方向や、施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、島根県人権施策推進協議会を設置しました。 委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、「女性」、「子ども」、「高齢者」などの分野毎に知事が委嘱しています。 |
| 2 6 | 県の取組 P 3 | 「差別や虐待などの人権侵害が後を絶たない」と述べているが、年齢によって医療を差別する「後期高齢者医療制度」など世界に類例を見ない。こういう制度を作って結果的に老人を医療から締め出したりするのを差別と呼び、虐待というのだ。 | 【人権同和対策課】 ご意見として承ります。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|------------|---|--|
| 27 | 県の取組 P3 | <p>「県民自らが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重社会確立の担い手であることを認識し、人権尊重に向けた主体的な取組を期待するものです」というなら、根本的に国連の国際人権規約を曲解した国の「人権諸施策」は撤回すべきである。そして、それに準じた県の基本方針も「必要な見直しを行います」というが、まさに根底から見直すべきである。</p> | <p>【人権同和対策課】 ご意見として承ります。</p> |
| 28 | 県の取組 P3 | <p>第1章 総論 . 基本方針策定の背景 3 . 県の取組の最終段落に「今後とも、県においては、同和問題などの具体的な人権課題に即した・・・」とあり、第2章 各論 . 施策の推進 1 . 推進体制とフォローアップの3段落目に、「この「基本方針」の推進にあたっては、同和問題をはじめ、女性や子ども・・・」とあるにもかかわらず、 . 各人権課題に対する取組においては、初めに「女性」が掲げられている。ここに「同和問題」を挙げ、鳥根県の主体性を明示してほしい。さらに、「同和問題は日本固有の社会問題である」といわれていることから初めのところで提示すべき。実際には、まだまだ問題を抱える地区の人々、未来がある地区の子どもたちの抱える課題は多々ある。「見えにくい差別」「差別の結果」など、実態を把握し、なんとか子どもたちに「同和問題」という大きな「問題」が覆い被さらないようにしていくべきだ。県民が自覚していくためにも、最初に「同和問題」を挙げてほしい。</p> | <p>【人権同和対策課】 基本方針の47ページ『第2章「各論」 . 「施策の推進」1 . 「推進体制とフォローアップ」』の3段落目の『この「基本方針」の推進にあたっては、同和問題をはじめ、女性や子ども・・・』の部分については、「同和問題をはじめ、」を削除し、第1章「総論」の記述に合わせて「女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人など」に修正します。 また、「同和問題を人権問題の重要な柱として捉え」ていますが、「 . 各人権課題に対する取組」の順序については、「「人権教育のための国連10年」に関する行動計画」に記載された順になったものであり変更することは考えていません。 なお、残された課題については、この基本方針に基づいて取り組んでいきます。</p> |
| 29 | 基本理念 P4 | <p>女性や子ども...略の順序について解説があると広く読み手にわかりやすくなると思いますが、いかがでしょうか？また、P47では、8行目に「同和問題をはじめ、女性や子ども...」と「同和問題」が一番はじめにきているのに、同和問題がなくて、女性からはじまっていたりしている文章があったり、各論では、女性問題が最初にきていたりします。矛盾しているように思います。</p> | <p>【人権同和対策課】 「女性や子ども・・・」の順序については、『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』に記載された順になったものです。また、基本方針の47ページ『第2章「各論」 . 「施策の推進」1 . 「推進体制とフォローアップ」』の3段落目の『この「基本方針」の推進にあたっては、同和問題をはじめ、女性や子ども・・・』の部分については、「同和問題をはじめ、」を削除し、第1章「総論」の記述に合わせて「女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人など」に修正します。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|------------|---|--|
| 30 | 基本理念 P4 | <p>「...人の差異に可能な限り無関係に...」*ユニバーサルデザイン」の思想が行動の規範となるよう、その考え方の普及に努めていきます。」は、少し難しい表現であり解釈に時間を要します。もっと、わかりやすく、具体的に述べていただきたいと考えます。そして、どのようにして普及していくか詳しく知りたいと思います。</p> | <p>【人権同和対策課】 「ユニバーサルデザイン」については、注釈を設けて説明しています。また、普及については、学校や家庭、職場、地域など、様々な場面で取り組んでいきます。</p> |
| 31 | 基本理念 P4 | <p>この項目で本方針の目的が示されるのであろうが、言わんとするところが、とても分かりにくい。抽象的な言葉、きれいな言葉、無難な言葉の羅列であり、一文もとても長い。つまりは何のための「人権施策基本方針」なのか、もっと分かりやすく、目的を出していただきたい。目的がはっきりしてないと、様々な事業の趣旨が理解されにくく、従って、成果も期待できない。</p> | <p>【人権同和対策課】 この基本方針の目的については、4ページ「基本的な考え方」2段落目に述べているとおりです。</p> |
| 32 | 基本理念 P4 | <p>この方針は「県が実施する人権施策の推進に係わる基本的な指針となるもの」であるならば、3段落目の「さらに、市町村をはじめ、企業やNPOなどの団体等にあつては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものです。」とあるが、県の施策をより有効なものにしたり、県の事業を市町村におろして施策したりする、その機関である「市町村」に対して、「自主的な取組を期待するもの」でよいのか。市町村と企業を同等において表現するのはおかしいと思う。行政職員は「責務」として行うべきものではないのか。まずは「人権尊重」の行政を明示してほしい。県や市町村の全ての施策は行政職員がその業務にかかわっている。職員の意識に触れずして、基本方針はあり得ないと考える。現在、地域によってかなりの温度差があるように思われる。それは地域住民の人権尊重に大きく影響するし、教育・啓発にも大きくかかわってくる。</p> | <p>【人権同和対策課】 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において「地方公共団体は、・・・人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされており、市町村においても県と同様の責務があります。したがって、市町村の取組は、あくまで自主的に行われるべきものですが、その際、県の「基本方針」の趣旨に沿った取組を期待するものです。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| 3 3 | 基本理念 P 4 | <p>同和問題は、「一人ひとりの個性や違いを尊重し、・・・」とあるような「共生の心」だけでは解決できない。また、同和地区の人々に「違い」はない。</p> <p>被差別部落というのは、人間が作ったいわゆる地区割りであり、そこに生まれたことが、「違い」なのではなく、被差別部落の人々も同じ人間である。したがって、「共生の心」「人権という普遍的な文化」の創造だけでは、同和問題は解決できない。</p> <p>人は生まれながらにして尊い。存在していること自体が重んじられるというような人権尊重の精神と反差別、差別をしない、させない、許さないような態度、スキル、行動が必要である。</p> | <p>【人権同和对策課】</p> <p>「共生の心」と「人権という普遍的な文化」の考え方については、人権全般の基本理念について述べているものです。同和問題については、個別課題として様々な人権課題の中で詳しく述べています。</p> |
| 3 4 | 基本理念 P 4 | <p>この「基本方針」は、一人ひとりの個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいけるような「人権という普遍的な文化」の創造を理念とするものです。この基本理念で県としての人権問題に対する考え方は出来上がっていると思うのです。私自身も障害者の当事者として差別を感じる生き方はしておりませんし、障害が有る事で健常者に出来ても私には出来ない事は沢山ありますが、障害者になって手に入れた事の方がはるかに多いとも感じています。大阪で生まれ育ちながらも、「田舎の疎開先と言ういじめ社会（当時はみんな貧しかった）の中で物心がつきましたが」帰ってきた大阪の港区での地域は、在日朝鮮人あり、同和部落ありのところでしたが、差別どころか、闇米を売って貰い、朝鮮人のうどん屋のおじさんはいつも天ぷら1枚サービスしてくれたものです。私も在日の同級生の家に良く遊びに行きましたが、今でこそある程度理解できますが、その家の母親が「さいとう君が来てくれたよ！」と大きな声で子供を呼んでくれるのが不思議な感じでした。在日の方々の大変な努力の結果の一つとして、参政権（まずは地方選のみ）も認められるような状況になりましたが、一方では新しい差別問題は、差別として取り上げる限り永久になくならないでしょう。但し「同和問題」は早急に解決して行かなければならないと思っています。昨日も「同和教育講演</p> | <p>【人権同和对策課】</p> <p>同和問題をはじめとする様々な人権課題の早急な解決を図ることが、行政に課せられた責務であると認識しています。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|------------|---|---|
| | | <p>会」に行ってきましたが、何十篇講演を聴いても、私には理解出来ません。同和問題が現実にある事は分かりますし、同和部落の娘さんが結婚を反対され自殺をされた方も、部落から自立した方に対する悪質な呼び戻し、同和で無い業者（LPG 業者）への営業妨害、部落へ連れて行かれての脅迫事件、大阪（堺市、和泉市、貝塚市）での現実に有った問題ですが、同和問題を決して、無責任に風化させればいけないとは思いますが、同和問題を本気で解決できるのは当事者であり、その為には、結婚、就職等の法規制は国・県・市町村の最重点課題だと思います。過剰と思えるような同和対策費では永遠に解決出来ないと思いますし、日本のどこかで同和問題が解決した例があれば、「同和教育講演会」で聴かせて頂きたいと思っています。私の母親は4歳の頃に母親（私の祖母）の死去の為、姉妹（弟）3人、東京の荒川から大阪へ養女（貰い児）に出され、後に岡山から養子を貰って私たちが生まれたとか・・・同和の出身であるとか無いとか、仮に、私がもしかそうであっても関係ないと思いますが、私は間違っているのでしょうか？</p> | |
| 35 | 基本理念 P4 | <p>本来なら日本国憲法にもとづく人権の理念（自由権、社会権、参政権）を格調高く謳いあげるべきですが、根拠法令である「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」が人権を国民相互の差別問題に矮小化しているためか、論旨が抽象的になっています。百歩譲って、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念と比べても、県の基本方針案は、理念上、問題があります。それは、同法第3条の基本理念にあるように、（1）国民の発達段階に応じた取組、（2）実施機関の中立性の確保が欠落していることです。この部分は、再検討されたい。</p> <p>市町村をはじめ、企業やNPOなどの団体等にあっては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な対応を期待する、とありますが、押し付け的表現です。</p> <p>「市町村をはじめ、企業やNPOなどの団体等にあっては、この基本方針の趣旨を参考にしながら自主的な取組を期待する」と表現したほうがよいと思います。</p> | <p>【人権同和対策課】 「国民の発達段階に応じた取組」、「実施機関の中立性の確保」については、当然のことであり、そうした考え方に基づき取り組んでいきます。 市町村については、県と同様の責務があり、あくまで自主的な取組を期待するものです。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|-------------|---|---|
| 36 | 第2章全体 P7 | 各論で「家族」の事項を取り扱ってほしい。離婚再婚によってできた単親家族やステップファミリー、事実婚カップル、里親家族など、多様な家族ライフスタイルへの理解は、人権尊重のために非常に重要。DV被害者たちの自立支援という観点からも、「両親と子どもからなる標準家族」のモデルを強制する社会は、とても望ましいとはいえない。多様な家族の共生という視点を盛り込んでほしい。ちなみに1994年は国連が決めた国際家族年であり、そこでは「家族から始まる小さなデモクラシー」がスローガンであった。多様な家族に優しい社会づくりが、民主主義的な社会の基本であるという認識である。 | 【人権同和対策課】 ご意見の趣旨については、各人権課題の中で取り組んでまいります。 |
| 37 | 第2章全体 P7 | それにしても基本方針というのはもっと大筋のところがいい。各論として取り上げることは、同時に取り上げないことがでくるということを忘れてはなるまい。 | 【人権同和対策課】 ご意見として承ります。 |
| 38 | あらゆる場 P7 | 「あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」とあるが、ここで挙げられているような「場」を持たない状況に追い込まれざるを得ない現代の若者の苦しみの多くは、幸福追求という基本的な人権をあらかじめ奪われていることのあらわれだとは言えないか。個別の進路保障というよりも、特に若者（若年労働者）が希望を持って安定した生活を確立していくために必要な社会全体のシステム作りに対して、学校教育の果たし得る役割があるとすればそれは何か、具体的内容が記述されれば良いと願う。 | 【人権同和教育課】 ここでいう若者とは、学校という学習の場から卒業した後の若者を指していると考えられるなら、彼らが希望を持って安定した生活をし、かつ学んでいくためには、まず生活の保障のため基盤としての雇用の確保等、経済面の整備が必要です。しかし、その前提となる若者自身の職業観や勤労観などの確立、そして一生学び続けるという学習意欲が必要です。学校教育には、これらの働く意欲と能力を培っておくことが期待されており、キャリア教育を中心に推進しているところです。 |
| 39 | あらゆる場 P7 | 「各論の 」では、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 「 の1 」では、学校教育等における人権教育の推進 「 の2 」では、社会教育における人権教育の推進 「 の3 」では、家庭における人権教育の推進 「 の4 」では、企業や地域社会における人権教育・啓発の推進 「 の5 」では、特定職業従事者に対する人権教育の推進 以上、「人権教育の推進」であったり、「人権教育・啓発の推進」であったりと統一されていないのは、なにか意図があるのか。「人権教育・啓発の推進」が適していると思う。 | 【人権同和教育課】 学校や家庭、社会など、教育の対象となるものに対しては教育という用語を、企業や地域社会等啓発としても捉えられるものには、教育・啓発という用語を使用しています。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|-------------|--|--|
| 40 | あらゆる場 P7 | 末尾のところ、「差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う」とありますが、人権は差別問題だけではありません。ここでも差別問題に矮小化しているきらいがありますので、この部分は削除すべきです。 | 【人権同和教育課】 ご意見として承ります。 |
| 41 | あらゆる場 P7 | 各論が、突然人権教育になっていく不自然さはあるが、「県民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め」ということは文字通り大切なことである。しかし、これに続いて「差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権教育・啓発を進めていきます」というのはどうか。「差別を見抜き、差別をなくす」の部分を「人権確立の」とするとによってより豊かなものになるのではないか。行政に対して人権確立のための要求をしていくことは人権学習や人権意識の深化にとってとても大切なことである。 | 【人権同和教育課】 現実に差別がある以上、差別をなくすための取組は欠かすことができないものです。そして、それは、一人ひとりの人権意識の高まりによって実現できることです。それらの取組を継続し、成果をあげることが一人ひとりの人権の確立につながっていくものと考えます。 |
| 42 | 学校教育 P7 | 人権教育は、今でも小中高と取り組まれています。しかし、それが実際に心に響くかどうかは難しいと思います。実際自分が直面してみないと必要かどうか分からないからです。差別されたり、暴力を受けたりして初めて人権意識を感じる人のほうが多いと思います。なぜ、心に響かないかと言うと、一つには家庭に帰れば学校で教えられたこととは温度差のある生活があるからです。いくら差別はいけない、と言っても親が、「あの家は だから～」と言っていれば「学校で教えられたことはきれいごと」としか思ってもらえません。教育の場面で、どう狙いをもって人権教育をしていくのか、親をも教育する必要があるのかもしれない。 | 【人権同和教育課】 ご意見のとおり、学校での学習が家庭で阻害されるようなことがあってはなりません。学校での人権教育への理解を得るために、学校では、授業公開やPTAの研修等、親が人権について学ぶ機会を設けています。 |
| 43 | 学校教育 P7 | 小、中学校時代に不登校となり、その後社会に関わることができず、引きこもっている青年たちがたくさんいます。知っている範囲では、学校生活の中で、いじめられたり、トラブルがあったりして、人間不信、人間恐怖症となっている場合がほとんどです。このことを思うとき、学校生活の中でのいじめの芽やトラブルが見過ごされたり、対応が遅れたために解決不可能 | 【人権同和教育課】 ご意見のとおり、いじめや、児童虐待、デートDVなど子どもに関わる人権課題の早期発見・対応をおこなうためには、日常生活での人権課題に気づき、解決に向けて主体的に行動しようとする教職員の意欲・態度が必要になります。本文では、行動につなげる意味で、教職員の人権意識を高めるという表現にしています。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| | | <p>となってしまったのではないかと感じています。トラブルを早期に発見し、すぐに対応できる教職員の人権感覚が何より問われると思います。授業中での人権教育だけでなく、日々の生活の中の偏見や差別的な言動を見逃さない教職員の姿勢の必要性を明示していただきたいと思います。</p> <p>P.7 第1章 各論 . 1 . 学校教育等における人権教育の推進の中の表現「教職員自身が自らの人権感覚を高める」だけでなく「人権侵害に主体的に向き合う」など、実践力を伴うことを明記することが必要かと思ひます。</p> | |
| 4 4 | 学校教育 P 7 | <p>学校教育等における「人権教育の推進」として見出しはありますが、研修時に、「島根県は、同和教育の充実と人権教育の推進」をしていくと説明を受けてきました。これを基本としていくのに、何で、「同和教育」or「人権・同和教育」としていないのか、詳しく知りたいです。</p> | <p>【人権同和教育課】 この基本方針は、人権施策推進基本方針ですので、個別の事業名を除いて、人権教育の用語で統一しています。ご意見のとおり、これまで同和教育が培ってきた手法や成果を継承し、施策にも十分反映させていきます。</p> |
| 4 5 | 学校教育 P 7 | <p>「一人ひとりの子どもの学ぶ権利が保障された学校・学級づくりを進めることにより・・・」 邑智中学校生徒にとって、邑智高校が島根中央高校に統合されたことは、大変な痛手である。川本まで通うには交通費も必要であり、部活動など時間的な制約の中で行われなければならない。また、中高一貫の丁寧な指導を受けられなくなっている。このことについて県はどう考えているのか。一人ひとりの子どもの学ぶ権利を保障するために、学校の教職員や地域だけが努力することを求めているのか。県がやるべきことを明確に示してほしい。 施設・設備などの条件整備をすべきである。</p> | <p>【高校教育課】 川本高校、邑智高校のいずれも、生徒数が減少し、学校規模が小規模化したことにより、教員数が減少し、授業や部活動、学校行事等への影響が生じたり、集団の中で生徒が切磋琢磨・相互啓発する機会が十分持てないといったことが懸念されたため、両校を統合することとし、通学の利便性や既存校舎の規模を考慮して、川本高校の場所に島根中央高校を開設しました。 統合して単に学校規模を拡大しただけでなく、統合を契機として魅力と活力ある学校を作っていくことが何よりも大切と考え、特色ある4つのコースを設定するとともに、生徒の興味関心に応じて他のコースの授業も履修できる普通科総合選択制を県内で初めて導入しました。これにより進学から就職まで幅広い進路ニーズに応えることができます。 また、中学校と高等学校との連携については、高等学校入学時の指導方法の研究・改善や中学校と高等学校の連絡会の充実など、高等学校において多様な取組を進めていますので、高等学校の統合による児童生徒への指導に対する影響はないと考えています。</p> |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | | <p>なお、通学に係る負担増については、通学支援資金(無利子)の貸与制度を創設して通学費等の貸付を行っています。また、部活動のための移動手段や部活動後の通学手段を確保するため、スクールバスを2台配備しています。</p> <p>以上のように、魅力と活力ある学校づくりのために、今後もできる限り施設・設備の整備を図っていくこととしています。</p> |
| 4 6 | 学校教育 P 7 | 「人権・同和教育を基底に据えた取り組み」という文言、考え方がほしい。 | <p>【人権同和教育課】</p> <p>人権教育は、全教育活動を通して取り込まれるものであり、その基本的な考え方について、最後の段落で、これまで培われた同和教育の成果と手法を生かしていくことが必要であることを謳っています。</p> |
| 4 7 | 学校教育 P 7 | 「また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の・・・」、「また、保育所、幼稚園・小学校・・・」のように、「保育所」あるいは「保育園」を加えてほしい。美郷町のよう、幼稚園のないところも多いからである。 | <p>【人権同和教育課】</p> <p>保育所(保育園)も人権教育を進めていく重要な役割を果たすことから、の保育所、幼稚園における人権教育の中には、保育所を位置づけており、保育所とも連携を進めていきます。</p> |
| 4 8 | 学校教育 P 7 | 「学習意欲や学力の向上を目指し・・・」、学力だけではなく、「豊かな心を育む」という視点がほしい。 | <p>【人権同和教育課】</p> <p>人権教育を進めるには、知的な理解だけでなく、人権感覚も必要になってきます。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の7ページ『1.学校教育等における人権教育の推進』の中の「教材や指導方法の工夫改善を図ることにより、」の次ぎに「豊かな人間性をを育むとともに、」を挿入します。</p> |
| 4 9 | 学校教育 P 7 | 「学習意欲や学力の向上を目指し」とあるが、人権教育は、確かな「学力」のみを求めるのではなく、豊かな「心」をはぐくむものである。 | <p>【人権同和教育課】</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の7ページ『1.学校教育等における人権教育の推進』の中の「教材や指導方法の工夫改善を図ることにより、」の次ぎに「豊かな人間性をを育むとともに、」を挿入します。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| 5 0 | 学校教育 P 7 | 「学ぶ権利が保障された学校・学級づくり」の取り組みとして、学校での施設整備（スロープ、エレベータの設置など）を進めて行くことを盛りこむ必要がある。県立大学では、視覚障害者への入学実現に向けた取り組みがおこなわれている。 | 【高校教育課】 全ての子どもの学ぶ権利を保障するために、今後もできる限り施設・設備の整備を図っていくこととしています。 |
| 5 1 | 学校教育 P 7 | 「教職員自身が自らの人権意識を高めること」は、そのとおり大切なことなのだが、そのあとで、「これまで培われてきた同和教育の成果や手法を生かしていきます」とあるのを見ると、立ち止まらざるを得ない。教職員が自らの人権意識を高めるには、子どもや保護者を含めた教育環境の向上、休憩時間や労働時間、さらに賃金を含めた労働条件の向上、不当な支配との不断のたたかい、研究学習時間の保障、団結権、団体交渉権、争議権の確立などなどについても精通しなければならないが、おそらくはそんな意味合いではなく、教職員自らが差別をしないようにするという意味で使われているのだろう。ここでもまた「差別しない＝人権意識がある」という狭い枠で人権が捉えられているのではないかと心配になってくる。 | 【人権同和教育課】 教職員の人権意識とは、まず第1に目の前の子どもたち一人一人の人権を尊重する意識です。子どもや同僚に対して差別をしないということはもちろんですが、教職員は一人ひとりの子どもたちの実態把握・思いや願いをしっかりと受け止めた上で、保護者と連携しながら、子どもたちが自分の将来を切り拓いていく力を培っていかねばなりません。教職員は、当然子どもたちの人権意識に影響を与えるので、教職員自らが、自分の人権意識を振り返り、常に自己研鑽に努めることが大切です。 |
| 5 2 | 学校教育 P 8 | 初等中等教育における人権教育の推進の「豊かな人間性」はわかりにくいと思います。中教審答申の表現にある「他人とともに協調し、他人を思いやる心(などの)」をつけ加えてほしいと思います。 | 【人権同和教育課】 「豊かな人間性」にはご意見のような意味が含まれておりますが、この部分では「生きる力」に含まれる様々な資質・技能の一つとして示しておりますので、簡明な表現としました。 |
| 5 3 | 学校教育 P 8 | 他の県立の（専修学校等）学校は含まないか？含めるべきである。 | 【人権同和教育課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の8ページ『1. 学校教育等における人権教育の推進』の中の「高等教育機関における人権教育の推進」を「高等教育機関等における人権教育の推進」に修正します。また、「大学等の高等教育機関での・・・」を「大学等の高等教育機関等での・・・」に修正します。 |
| 5 4 | 学校教育 P 8 | に「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては」とあるが、専修学校、各種学校等の教育機関も含むべきである。 | |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| 5 5 | 学校教育 P 8 | <p>国は「人権教育の指導方法等のあり方について」を公表し、推進しているのに、島根県では、「人権・同和教育」と表現されています。</p> <p>人権教育については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等がありますが、同和教育については、今日では根拠となる法律が存在しないのではありませんか。</p> <p>人権・同和教育という表現は、人権教育と同和教育を並列にしたものと解されますが、人権問題のひとつである同和教育がなぜ並列になるのですか。他の人権課題はそれほど重要ではないのですか。</p> <p>「人権・同和教育研究指定校」は「人権教育研究指定校」に変更すべきではありませんか。</p> | <p>【人権同和教育課】</p> <p>人権教育を推進する上で、これまで培ってきた同和教育の成果と手法を生かしていくことは、欠かすことのできないことだと考えます。</p> <p>今後とも、知的理解や人権感覚の高揚とともに、生徒一人一人を支える教育を推進してまいります。</p> <p>また、「人権・同和教育研究指定校」については、変更する予定はありません。</p> |
| 5 6 | 社会教育 P 8 | <p>ここにも「人権・同和教育を基底に据えた取り組み」という文言、考え方がほしい。</p> | <p>【人権同和教育課】</p> <p>人権教育は、全教育活動を通して取り組まれるものであり、その基本的な考え方について、最後の段落で、これまで培われた同和教育の成果と手法を生かしていくことが必要であることを謳っています。</p> |
| 5 7 | 社会教育 P 8 | <p>生涯学習社会をとりあげて、人権啓発をしていく意図が書いてあります。学社融合ということは、必要なことですが、各市町村の実態に合わせてまかせるにせよ、もう少し具体的な、指針を出していただけると喜びます。現実として、学校と市町村が両輪で進めていることが目に見える形として存在するところは、数えるほどです。ここが一番基盤として大切なところではないかと思えます。ある程度、法も絡めて、具体化されて書いてあると、進むように思いますがいかがでしょうか？</p> | <p>【人権同和教育課】</p> <p>ご意見のとおり、学校と市町村が連携を図ることは大切であり、そのため県では、学校と市町村が連携を具体化できるように様々な取組を行っています。その結果、主体性をもって学校との連携を着実に進めている市町村もあります。しかしながら、まだ進んでいないところも多くあるので、今後とも継続して働きかけていきます。</p> |
| 5 8 | 家庭における P 9 | <p>家庭におけるの説明で、「親が持っている...以下略」家庭教育は、親だけでなく、子どもを取り巻く「家族」と考えますがいかがでしょうか？</p> | <p>【人権同和教育課】</p> <p>子どもの人権感覚に影響を与えるのは親だけでなく、家庭において子どもを取り巻くすべての家族です。祖父母も子どもの人権感覚に当然影響力のある大きな存在です。しかしながら、一義的に子どもの養育や教育に責任を持つべきは親ですので、ここでは、親という表現にしています。</p> |
| 5 9 | 家庭における P 9 | <p>「親が持っている人権感覚は・・・」とあるが、親だけでなく、祖父母の考え方も子どもたちに大きく影響を与えている。祖父母にも視野を広げた記述がほしい。</p> | |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|---------------|---|--|
| 6 0 | 家庭における P 9 | <p>9ページの「第2章 各論」の「 . あらゆる場を通じた人権教育、啓発の推進」で3番目の項目として「家庭における人権教育の推進」という項目が挙げられています。</p> <p>その中で「家庭は、すべての教育の出発点であり、人格形成の基盤として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たすものです。」とあります。そのことに対しては正にそのとおりだと思ひ、異存はありません。</p> <p>しかし、もしそうであるならこの「家庭における人権教育」をこの項の第1の項目とし、他の項目と同じようにさらに細分化して詳しく述べるべきではないでしょうか。「出発点」そして「基盤」と位置づけていながら、他の項目のわずか4分の1ほどの分量の扱いに終始しているというのは、矛盾していると言わざるを得ません。</p> <p>「関係行政機関や民間団体、学校等が相互に連携しながら…(中略)…人権感覚が身に付くことを目指した家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めるとともに、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実など、家庭教育への支援に努めます。」とあります。ここで述べられたいくつかの対策についてもう一步具体的に、どこで、誰を対象に、どういう目的で、こんな取り組みをしていくということを詳しく述べる。そしてその次の項目として、それと連携するものとしての学校教育で、社会教育で、企業や地域社会で、そして特定職業従事者に対する人権教育・啓発を推進していく、という順番で述べていく。こうすることによって、家庭が果たすべき役割、そして学校や地域社会などそれぞれの違った社会が果たすべき役割が明確にされると思われます。</p> | <p>【人権同和教育課】</p> <p>ご意見のとおり、子どもたちが多くの時間を過ごし、生活の基盤を置く「家庭」は、子どもたちの人権感覚の育成に深い関わりを持っています。そうした意味からも、学校での人権教育の取組を肯定的に受容する家庭の環境づくりが大切であり、人権や人権教育に対する家庭の理解促進が求められます。そのため取組については、PTA活動や社会教育における研修機会の充実を図ります。また、個別の課題としての子どもの人権に関わって、2005(平成17)年に策定した「島根県次世代育成支援行動計画〔前期計画〕(しまねっ子すくすくプラン)」に、子どもの人権を守り、子どもにとっての最善の利益が図られるよう、家庭や地域に対する教育や意識啓発とともに相談・支援体制の充実を位置づけており、幅広く家庭における人権教育への支援を進めてまいります。</p> |
| 6 1 | 家庭における P 9 | <p>教育というと、親から子への方向性が強調されがちだが、逆の方向性もある。というより、家族成員たち(親子だけでなく祖父母その他含めて)は相互に学び合っている。人権教育・学習という点では、家族生活の中で身近な者同士の助け合い、支えあい、思いやりを経験し、人は社会のメンバーとしての責任(互いに人を思いやる)を育んでいくものと考えている。そういう視点も取り入れてほしい(DV防止対策はそういう点からも重要なのである)。</p> | <p>【人権同和教育課】</p> <p>ご意見のとおり、家庭において年長者からの一方的な教育ばかりがあるわけではありません。子どもが学校で学んだことを家庭で話すことによって、大切なことに大人が気付かされることもあります。相互の触れ合いを通して互いに学びあうことで、家庭の温かい雰囲気を作られ、それが、その場にいる家族の人権感覚を高めていくものだと思います。それを踏まえた上で、まずは、親(大人)が責任を持って家庭での教育の主体者とならなければならないという意味で書いております。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|---------------|---|--|
| 6 2 | 家庭における P 9 | ここに記述されていることだけではなく、家庭への経済的支援が必要である。構造改革のあおりを受けているのか、就労先が倒産する家庭が多く、仕事がない、お金がない、ゆとりをもって育児をする余裕がない、という家庭が多いように見受けられる。「家庭教育への支援」について、何らかの予算的措置を講ずるとか、具体的な制度にまで踏み込んだ記述がほしい。 | 【人権同和教育課】 学校において、家庭の状況を的確に把握し、必要な支援を行うこととしていますが、こうした問題については、主に社会福祉施策の中で対応することとなります。 |
| 6 3 | 家庭における P 9 | 学校のPTA組織を利用した教育・啓発も重要である。 | 【人権同和教育課】 「3. 家庭における人権教育の推進」の中の「民間団体」の中に、PTAも含むと考えています。 |
| 6 4 | 企業や地域 P 9 | 企業や特定職業従事者の活動の中で人権の視点を持って職務を遂行していくことはもちろん、非常に重要なことであると考えています。福祉関係者であれば「利用者の立場に立った福祉サービス」であるとか、医療関係者であれば、「インフォームドコンセント」、プライバシーの尊重などといったことです。こうした人権意識や活動はその職場で自分の人権が守られてはじめて積極的におこなえるものと思います。まず、その足元である職場環境で人権意識があるかという点が重要であると考えます。この基本方針(案)に「個々の職場でまず人権が守られているか」という視点をくわえていただければと思います。 | 【人権同和対策課】 職場環境で人権意識があるということは大切であり、ご意見の趣旨を今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 6 5 | 企業や地域 P 9 | 職場で、心を深く傷つける発言をされ、他の職員より低く見られて差別的な行動をとられ、職場に出られなくなった人がいます。職場を休むなど表面化しているのは氷山の一角であり、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントによってつらい思いをし、泣き寝入りをしている人は大勢いることと想像します。これについては、管理職のリーダーシップが欠かせないと思います。職場の人間関係の中で、人権侵害が起きていないかを見抜く目と申し出があった場合にはすぐに対応する行動力、対策委員会をすぐに職場につくる人権感覚を啓発していただきたいと思います。 「4. 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進」では、「人権思想の普及・高揚」だけでなく、「一人一人が尊重される地域づくり・職場づくりのための研鑽」も加えていただきたいと思います。 | 【人権同和対策課】 ご意見の趣旨を踏まえ、一人ひとりが人権感覚を身につけ、人権の尊重に向け主体的に取り組むことができるような啓発に努めてまいります。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|--------------|--|---|
| 66 | 企業や地域 P9 | 地域社会に・・・ 初めの文章が長すぎる。「・・・」 「人権感覚を身に付けてもらうため、啓発資料の作成・・・ ・広報活動を展開します。」とあるが、それでは、人権感覚は身に付かない。身に付けるための肝心なことが述べられていない。日々実践している者には頷けない。啓発資料の作成・・・ ・広報活動を展開し、関心を持ってもらう。」とあれば頷ける。 | 【人権同和対策課】 ご意見のとおり、人権について関心を持ってもらえるような啓発に努めていきます。 |
| 67 | 企業や地域 P9 | 人権尊重に基づく雇用形態（女性の昇進や管理職登用、合理化による人権侵害撤廃など）をより強調する必要がある。また、製造工程における「データ改ざん」や「食品偽造問題」に見られるように利益優先となって消費者の権利を奪うことがないようにすべきである。 | 【人権同和対策課】 ご意見については、企業の社会的責任についてふれているところであり、その中で具体的に取られるべきものと考えます。 |
| 68 | 企業や地域 P9 | 企業に対して、公正な採用を促進することを期待しているが、まず隗より始めよ。やがて公開に踏み切るとは思うが、これを書いている時点で島根県教委が採用試験の公開をしないのは合点がいかない。「偏った試験対策をしないように」などと、とってつけたような屁理屈をこねて受験者を冒涇しているが、そのことに気がつかないようでは県当局や県教委の人権意識が疑われる。 | 【義務教育課】 県の教員採用試験については、これまでもより公平・公正なシステムとなるよう逐次改善に取り組んできましたが、この度、公平性・公正性はもとより透明性・公開性を向上させるために、試験問題・解答・配点の公表、採用選考基準の公表、試験成績の本人への開示、不正防止チェック、公正な面接試験の確保、関係文書の適切な保存などの具体的な改善策を決定し、公表したところです。 県教育委員会としては、今後とも改善すべき点があれば改めていく姿勢で臨んでいます。 |
| 69 | 企業や地域 P9 | 一部の地域ではとして、企業において「自主的・計画的・継続的な人権教育が行われています」というが、それは同和教育のことを指しているのではないか。本気に人権をしっかりとらえているなら、サービス残業、長時間労働、低賃金など労働者を取り巻く非人間的な人権以前の状況をなぜ改善しないのか。 | 【人権同和対策課】 ご意見として承ります。 |
| 70 | 企業や地域 P10 | 「みんなで学ぶ人権事業」をより多くの県民が活用し易いよう説明と広報をし、予算増額もすることを盛り込んでほしい。 | 【人権同和対策課】 ご意見のとおり、多くの県民が活用しやすいような広報に努めていきます。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 7 1 | 特定職業 P 1 0 | 特定職業従事者により、極度に記述された文章量に違いがあるのは、その職業によって、人権尊重への取り組みの重要度に差があるような印象をもってしまう。 | 【人権同和対策課】 人権尊重への取組に差はありません。 |
| 7 2 | 特定職業 P 1 0 | どうしてこういう柱立てをするかと考えてもらいたい。ここに書かれた公務員、教職員、警察職員、医療、福祉関係者、消防職員、マスメディア関係者など、行政権力や社会権力にあるものだからだ。そのことはとりもなおさず、人権というものの本質を物語っている。何度も繰り返しているように、人権とは市民と公権力との関係を抜きにしては語れない。 | 【人権同和対策課】 ご意見として承ります。 |
| 7 3 | 特定職業 公務員 P 1 0 | 人権・同和教育という表現は、人権教育と同和教育を並列にしたものと解されますが、人権問題のひとつである同和教育がなぜ並列になるのですか。他の人権課題はそれほど重要ではないのですか。 公務員が同和教育をはじめとした様々な人権問題を正しく認識し、とありますが、人権問題のなかで同和教育が筆頭であるかのような表現は、差別事象の件数からしても今日の現実とかけ離れていますし、正確な表現ではありません。下線部分を削除すれば解決します。 | 【人権同和対策課】 ご意見として承ります。 |
| 7 4 | 特定職業 公務員 教職員 P 1 0 | 憲法99条で、公務員は「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とあります。基本的人権を守ることは、公務員の義務であり、他の職に就く人と一線を画したところにあるという自覚が必要だと思います。自らが差別解消の主体者になるように、日々の生活の中で人権感覚を磨き、身近なところにある差別的な言動に立ち向かっていく力量を身につけたいと思います。 | 【人権同和教育課】 ご意見と同じ問題意識に立って、基本方針の10ページ以降に「特定職業従事者に対する人権教育の推進」の項目を設けているところです。実効性がより高まるよう各職場での人権教育を推進してまいります。 |
| 7 5 | 特定職業 公務員 教職員 P 1 0 | 公務員のところで、住民の代表者である地方議会議員についても、積極的な取組を要請されるようですが、年に何回かの人権意識高揚のための講演会というような形でなく、日々の具体的な取組を住民に提示できるシステムもあわせて構築していただいて、目に見える、感じられる内容にしてもらわないと意味がありません。 それは 教職員についても言えますが、教職員の場合は、まだ対象者が児童、生徒ということもあり、具体的に当事者本人 | 【人権同和対策課】 ご意見の趣旨を踏まえ、要請していきます。 |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|--------------------|--|--|
| | | <p>以外のチェックが常におこなわれているし、またそれを、キャッチできます。 地方議員の人権感覚のチェック機関は住民にはみえません。</p> | |
| 76 | 特定職業 教職員 P10 | <p>「教職員の人権意識を高める」は「人権意識を高め、行動化できる」など、意識を高めるだけでなく、実践できることの必要性を明記していただきたいと思います。</p> | <p>【人権同和教育課】 ご意見の趣旨を踏まえて取り組んでいきます。</p> |
| 77 | 特定職業 教職員 P10 | <p>学校教育は、差別解消の担い手づくりに携わっていることを明記すべき。</p> | <p>【人権同和教育課】 ご意見の趣旨を踏まえて取り組んでいきます。</p> |
| 78 | 特定職業 教職員 P10 | <p>同和教育を基底とした教育を推進していくというのを明記すべきである。</p> | <p>【人権同和教育課】 ご意見の趣旨については、基本方針の7ページ「1. 学校教育等における人権教育の推進」のところで記述しています。</p> |
| 79 | 特定職業 教職員 P10 | <p>これからの新たな社会を作り出していくのは、言うまでもなく若者たちである。その若者たちを育てていくのは、社会全体の義務であるが、「その家庭はすべての教育の出発点である」という考え方は非常に的を得ている。また「親が持つ人権感覚は、その態度や行動を通して子どもに伝わるものであり…」も共感する。 その中で、P10の【 教職員の人権教育の推進】に対し、コメントをあげる。 保幼・初等中等・高等教育で学んでいく子どもたちを、指導していくのは教職員である。しかしながら子どもに接する教職員自身の、その人権を無視した言動（暴言・体罰等）は現在も多い。よって人権意識を高いものにしていく必要を強く感じる。島根県は人権同和教育を他県以上に推進している。文章の中にも、「教職員の人権意識を高める必要があり、研修会や講演会で資質の向上を図っている」とあるが、全教職員が、本当に人権意識を高められる研修を、さらに具体的に計画・実施していくべきである。そして第三者から教職員の研修が効果的であるか、判断していただき、その具体的な研修を載せて欲しいとも思う。</p> | <p>【人権同和教育課】 教職員が高い人権意識を持つことは、学校における人権教育を進めていく上で不可欠であり、そのために県では、様々な機会を設けて教職員（管理職や人権・同和教育主任等）に対する研修を行っています。しかしながら、すべての教職員に対しての研修は行政が毎年行うことができませんので、校内での職員研修が重要になってきます。学校の中でさらに教職員の人権意識を高めるために校内研修が充実するよう、情報提供等支援をしていきます。 なお、第三者からの評価については、学校評価の項目の中に入れるように各学校に働きかけます。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|--------------------|---|--|
| 80 | 特定職業 教職員 P10 | <p>公務員のところには、憲法の十章を基本とした「人権の保障が行政の根幹であることを認識し、…」とありますが、教職員のところでは、これがありません。教職員も公務員であり、このことは、元となる大切なことであると考えますがいかがでしょうか？また同時に、このところでも、同和教育や人権・同和教育ということが出てきていませんが疑問です？</p> <p>同和教育のところでは、差別の本質や中心的課題がはっきり分かる指針ともいえるべき同対審答申という返るべきものが文章で出てきています。しかし、上記のところではありません。人権教育というならば、人権とは何か、差別とは何か、差別の本質とは何か、人権侵害とは何か説明しておかないと、基底がないと意味がないと思いますがいかがでしょうか？。</p> | <p>【人権同和教育課】 教職員も公務員であり、行政の一端を担う存在として憲法の十章を当然のように踏まえていることはいうまでもありません。</p> <p>なお、人権教育の推進にあたっては、これまで培ってきた同和教育の成果と手法を生かしていくことが欠かすことのできないことと考えており、こうした考え方を踏まえた、教職員の研修を進めていきます。</p> |
| 81 | 特定職業 教職員 P10 | <p>「このため、人権教育の推進にあたっては、・・・」 ・ここは「人権・同和教育の推進にあたっては」とするか、「同和教育の充実と人権教育の推進にあたっては」とするほうがよい。「同和教育」という言葉が削られることによって、「同和教育や啓発の中で積み上げられてきた取組の成果と、これまでの手法への評価や研究の成果を踏まえ・・・」という「地対協意見具申」の精神がおろそかにならないか、憂慮する。また、単に「人権教育」と言った時に、「思いやり」「他者への理解」など、個人的な問題ととらえることにならないか、憂慮する。人権問題、同和教育問題は、社会の問題である、という視点が必要である。</p> | <p>【人権同和教育課】 この基本方針は、人権施策推進基本方針ですので、事業名を除いて、人権教育の用語で統一しています。もちろん、これまで同和教育が培ってきた成果と手法は継承していきます。</p> |
| 82 | 特定職業 教職員 P10 | <p>公務員では、「人権の保障が行政の根幹であることを認識し、」とある。また、同和教育指導資料では、「同和教育をすべての教育活動の基底に据えて取組む」とその基本的方向を示している。さらに、今回の改正案でも「これまで培われた同和教育の成果や手法を生かしていきます。」としている。教職員においても、「人権教育をすべての教育活動の基底に据える」ことを明確に位置づけるべきである。</p> | <p>【人権同和教育課】 人権教育の推進にあたっては、これまで培ってきた同和教育の成果と手法を生かしていくことが欠かすことのできないことと考えており、こうした考え方を踏まえた、教職員の研修を進めていきます。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|---------------------------------|--|--|
| 8 3 | 特定職業 医療関係者 福祉関係者 P 1 1 | 民生委員・児童委員等が、その活動を行うにあたって、「個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要」ではあるが、まず人権教育の観点から言うと「人権への深い認識と鋭い人権感覚を持って活動に取り組むこと」が求められ、「3.高齢者」で述べられている「福祉の心」が必要と考える。 | 【地域福祉課】 民生委員・児童委員が活動を行うにあたっては、ご意見のとおり、人権への深い認識と鋭い人権感覚を持って取り組むことが必要であり、そのことが、民生委員・児童委員として最も基本的な姿勢のひとつである、個人の人格を尊重するということにつながっていくものと考えています。 このことから、人権研修においては、民生委員・児童委員が、人権感覚と福祉の心を持って行動が実践できるよう、内容と方法に留意していきます。 なお、「生き生きと生活が送れるように自立を支援すること」は、民生委員・児童委員の本来の職務ですので、人権教育の記述では省略しています。 |
| 8 4 | 特定職業 福祉関係者 P 1 1 | 「地域において～特に重要です。」 この2行は当然のことであり、ここに書くまでもない。それよりも、人権に対する認識が大切であること、生き生きと生活が送れるように自立を支援することが大切であること、などの記述がほしい。 | |
| 8 5 | 特定職業 福祉関係者 P 1 1 | 民生委員・児童委員は、住民の権利保障をすることも明記すべき。 | 【地域福祉課】 民生委員・児童委員の職務は、民生委員法及び児童委員法で、住民の生活状況を適切に把握し、生活に関する相談に応じ、必要な援助を行うことなどが定められていますが、権利保障ということまでは、求められていないものと考えています。 しかしながら、職務を遂行するに当たって、住民個々の人格を尊重し、身上に関する秘密を守るということは、民生委員児童委員の守秘義務ですので、ここでは、そうした観点から人権教育の充実に取り組むことを記述しています。 |
| 8 6 | 特定職業 福祉関係者 P 1 1 | 「同和研修」より「同和問題研修」や「同和教育研修」のように「人権研修」は、なじめない。「人権問題研修」か、「人権教育研修」がよい。 | 【地域福祉課】 ご意見として承ります。 |
| 8 7 | 特定職業 消防職員 P 1 1 | 人命救済と国民の財産保護の責務があることを明記すべき。 | 【消防防災課】 消防は住民の生命、身体及び財産を保護することが本来の責務であり、当然のことであることから責務の明記は考えていません。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|--------------------------|--|--|
| 88 | 特定職業 消防職員 P11 | 「消防職員について」は、県民（市民）の生命と財産を守ることを使命としており、その視点に立って、「人権尊重」を職務の基底に据えて取り組むことが求められている。過去の消防署等における採用選考差別事象での教訓を盛り込むべき。 | 【消防防災課】 ご意見にありました過去の消防署等における採用選考差別事象も踏まえ、幹部職員の教育においても講座を設けることとします。 ご意見のとおり、基本方針の11ページ『消防職員』の中の「消防学校の初任教育」の次ぎに「や幹部教育」を挿入し、人権教育の推進を図ります。 |
| 89 | 特定職業 マスメディア関係者 P11 | 人権尊重にたった情報発信、情報提供をする、マスメディアが、国民の人権を侵害しないようにすることを盛り込むべき。 | 【広聴広報課】 マスメディアは、人々の人間形成や社会動向に大きな影響力を持っていることから、特に人権を尊重した報道が求められています。 このことから、基本方針では「マスメディア関係者において人権教育に取り組まれることを要請」と表記しました。 今後も、人権に配慮した情報発信、提供が行なわれるよう要請します。 |
| 90 | 特定職業 マスメディア関係者 P11 | この文章では、メディアの果たす役割は非常に大きいので、積極的に「人権という普遍的な文化の創造」に取り組むということなのか、あるいは、県民の人権を侵害しないよう人権教育に取り組むのかがよくわからない。双方の視点からの人権教育の取り組みを求めるべきである。 | 【広聴広報課】 マスメディアは、人々の人間形成や社会動向に大きな影響力を持っています。人権という普遍的な文化を構築していくためには、国民に対する人権教育、啓発の媒体としてマスメディアの有効活用を図ることが重要です。 また、同時に、マスメディアが発信する情報は、人権に配慮した（人権を侵害しない）内容であることも必要です。 基本方針では、この双方の視点から「マスメディア関係者において人権教育に取り組まれことを要請」と表記しました。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| 9 1 | 女性 P 1 3 | <p>現状と課題について、もっと踏み込んだ記述がほしい。問題は、セクハラやDVにだけあるのではない。女性の登用や、女性の就労の問題にも言及してほしい。また、「島根県では、性別による固定的な役割分担意識等からくる職場や家庭、地域等での男女差別が依然として根強く残っています。」とあるが、もっと具体的に明らかにしてほしい。</p> <p>男女差別だけでなく、人権意識の問題もあると思うが、以下のような例はどうか。いずれも私が夫から言われたことである。(仕事で遅く帰宅したときに、なじられて、「あなただっただけ飲みに行って夜中過ぎに帰ってくるじゃない」と言ったら)「男と女は違う」</p> <p>(人権にかかわる仕事をしていて)「人権、人権って言うけど、遅く帰ってきたりして、ボクの人権はどうなるの」</p> <p>上のようなことを言われたときに、誰かに相談しても、「夫婦喧嘩は犬も食わぬ」などと受け流され、絶望的な気持ちになった。夜眠れない、食事がとれない、あるいは過食などに陥り、別居している今でも、このことを思い出すと、精神的に不安定になる。私の場合は安定した収入が得られているため、別居して全面的に子どもたちの養育を引き受けても生活は成り立っているが、私よりも苦しんでいる人は身近にたくさんいると思う。</p> <p>(2) 施策の基本的方向</p> <p>もっと具体的な記述がほしい。特に「相談」のしにくさを、なんとか解消してほしい。</p> | <p>【男女共同参画室】</p> <p>ご意見のとおり、女性が様々な分野で希望を持ってチャレンジできるよう支援するとともに、女性の意思があらゆる分野における政策・方針決定過程に生かされるよう女性の参画を促進することも重要な課題です。</p> <p>こうした多様な課題に対応するため、県は「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」において具体的な課題と施策の基本的方向を定め、これに基づき様々な施策を実施しているところです。</p> <p>また、計画改定に先立ち、平成16年度に「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」を実施しました。</p> <p>調査結果から見ると、男女の地位の平等感に関する質問に対しては、職場、家庭、地域活動といった分野ではいずれも「男性が優遇されている」という回答が多く、社会全体としては8割以上が「男性優遇」と感じています。</p> <p>そして、男性優遇と回答した人の約8割が「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強いから」という原因を指摘しており、解決策としては「偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改める」ことが必要だという意見が最多でした。</p> |
| 9 2 | 女性 P 1 3 | <p>「島根県では、性別による固定的な役割分担意識等からくる職場や家庭、地域等での男女差別が依然として根強く残っています。」との記述は具体性に欠けている。職場や家庭、地域等での男女差別が具体的にどのように存在しているのか、その実態をもう少し明確にすべきである。</p> | |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| 9 3 | 女性 P 1 3 | 本県の実態として、女性の社会進出や管理職、役職への登用などの実態はどうか？啓発ではなく、「男女雇用機会均等法」などの法令違反については、指導が必要ではないか。 | <p>【男女共同参画室】</p> <p>平成19年4月現在の内閣府調査では、県内公務員の女性管理職の割合は、県4.1%、市町村11.1%となっています。また、「労務管理実態調査(平成17年度)」によると、民間事業所における女性管理職の割合は、役員で13.9%、部長7.4%、課長12.8%となっています。</p> <p>県では、島根県男女共同参画推進条例に基づき、毎年、男女共同参画に関する取組や推進状況をとりまとめ、「しまねの男女共同参画年次報告」として公表しています。報告書は環境生活総務課男女共同参画室のホームページから御覧いただくことができます。</p> <p>なお、男女雇用機会均等法に基づく指導については、国（各都道府県の労働局）において行われているところです。</p> |
| 9 4 | 女性 P 1 3 | 「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」など、産んだあとの施策は書いてあるが、産む前の職場環境等、法的な見直しを図り、妊娠した人が働きやすい職場にしてほしい。 | <p>【雇用政策課】</p> <p>「男女雇用機会均等法」の中で（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益扱いの禁止等）や（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）が定められています。また、「産む前」については労働基準法でも、妊娠中の勤務の制限や産前休業の定めがあるところです。</p> <p>これら法令の周知・啓発に努め、「産む前」の職場環境も含め男女が共に働きやすい職場環境の整備を図ることとしているところです。</p> |
| 9 5 | 女性 P 1 4 | ～ までの記述の中で、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定の共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の課題への取り組みについて具体性に欠けている。 | <p>【男女共同参画室】</p> <p>県では、「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン 21）」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施しているところです。</p> <p>関係施策が数多く、また幅広い分野に及ぶため、この基本方針には具体的に記述していませんが、「島根県男女共同参画計画」は環境生活総務課男女共同参画室のホームページに掲載していますのでご覧ください。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|-----------|---|---|
| 96 | 女性 P14 | フリーター問題でも困難を抱えている人たちが多く含まれている実態が指摘されている。女性の自立支援という視点から、特に経済的自立への支援は重要課題であり、女性の就労支援について記述すべきである。特に、就職困難者には、母子家庭の母も含まれており、就職困難者の積極的採用の取組みもおこなわれている。 また、女性自らが事業主として自立する「創業」支援を取組むべき。国民生活金融公庫では「女性、若者/シニア企業家資金」制度が作られ、女性の創業支援策が打ち出されている。 | 【雇用政策課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の14ページ『男女共同参画社会の形成促進』の中の「男女が」以下を削除し、次ぎに「働きやすい職場環境の整備を図るとともに、子育て中の女性や母子家庭の母等の再就職、仕事と育児の両立などが図れるよう、就職や両立のための支援に取り組みます。」を挿入します。 |
| 97 | 女性 P15 | 女性相談センターなどが、どこにあるのかわからない。「アステラス」には、相談業務はないか？ | 【青少年家庭課】 DV相談を含む女性相談の窓口については、広く県民の皆様にお知らせするために、県のホームページに掲載するとともに、リーフレット等を各市町村や関係機関等に配布するなどしています。しかし、女性相談窓口の存在自体を知らない方がいらっしゃるなど、県民の皆様に対する案内がまだまだ十分でないことから、今後も継続して、市町村等関係機関と連携しながら相談窓口の周知を図っていくこととしています。 なお、「あすてらす」には、女性相談室があり、相談業務を行っています。 |
| 98 | 女性 P15 | 相談体制の充実に関して、相談はしてもいっこうに解決に向かわないのはどうしてでしょうか。ただの相談で終わっているのではないのでしょうか。 | 【青少年家庭課】 女性相談センター（婦人相談所）や児童相談所の女性相談員は、女性の基本的人権の保護という視点に立って、DVを含む様々な女性の問題について相談に広く応じており、相談者一人ひとりの意向を尊重しながら問題解決のための助言や情報提供を行っています。 ご意見にあるような、職場の人権侵害に関する問題などで専門的な助言や解決策等が必要と判断される個々の相談には、専門の相談機関等に関する情報提供を行ったり、必要に応じて関係機関へ繋げたりして、問題解決を図っております。 近年、DVを主訴（相談内容で最も中心的な訴え）とする相 |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------|---|--|
| | | | <p>談件数は増加傾向にあります。精神的な問題を主訴とする相談件数も増加してきており、平成19年度は前年度に比べ49.1%増加し、主訴別相談件数の割合が、DVに次いで2番目に多くなっています。女性相談窓口が精神的な悩みを抱える女性の心の拠り所の一つとして一定の役割を果たしているものと考えます。</p> <p>こうした相談状況も踏まえて、DV防止のための広報・啓発として一般県民の方や関係者を対象にした講演会や研修、出前講座等を実施しています。一歩ずつではありますが、重大な人権侵害であるDVのない社会の実現を目指して、社会全体の人権意識の啓発に今後も取り組んで行くこととしています。</p> |
| 99 | 子ども P17 | 「子どもの人権条約」は、「子どもの権利条約」のほうがなじみが強い。なぜ、「人権条約」なのか？ | <p>【人権同和教育課】</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の17ページ『2. 子ども(1)現状と課題』の中の「子どもの人権条約」を「子どもの権利条約」に修正します。その他(P1、P2、P18)も修正します。</p> |
| 100 | 子ども P17 | 被差別の子どもの中にふれていない。子どもの中に社会的立場やさまざまな状況により、差別を受けていたり困難を抱えている子どもが居ることにふれるべきではないか。 | <p>【人権同和教育課】</p> <p>子どもに関する問題には、ここで述べているもの以外にもあると考えています。様々な状況により差別を受けている子どもについては、それぞれの人権課題の中で取り組んでいきます。</p> |
| 101 | 子ども P17 | 子どもの教育に関わる「第3次とりまとめ」のことによりふれるべき。 | <p>【人権同和教育課】</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の7ページ『1. 学校教育等における人権教育の推進』のところに『また、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」の学校での効果的な活用を進めます。』を挿入します。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| 102 | 子ども P17 | <p>「学ぶ権利」の保障にかかわる就学援助や奨学金制度についても明記すべきである。このことについては、同和地区出身の子どもだけに限ることではない。</p> | <p>【人権同和教育課】 「学ぶ権利」については、第2章 1 あらゆる場を通じた人権教育の推進 人権としての教育で述べているとおり、困難な条件を抱えている子どもの学ぶ権利の保障のため、就学援助や奨学金制度の取組を今後とも進めていきます。</p> |
| 103 | 子ども P17 | <p>今年度、邑智郡内あるいは本校校区内で児童・生徒に対する不審者の声かけ事案が後を絶たない現状があることから、次のようなコメントを考えました。</p> <p>(1) 現状と課題について 現在、各地域ごとに健全で健やかな児童・生徒を育む目的で朝夕、青パト隊の方々による見回りがなされており大変ありがたく感じている。しかし、そのようなご苦労にもかかわらず、児童・生徒への不審者による声かけ事案が後を絶たないのが現状であるので児童・生徒が安心して登下校できるよう、校区内へ不審者が出没できないような具体的施策にまで踏み込んでほしい。</p> | <p>【義務教育課】 子どもをとりまく現状として、不審者の声かけ事案への対応も大切な視点だと考えます。 ご意見の趣旨を踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |
| 104 | 子ども P17 | <p>子ども「(1) 現状と課題」の中で、「子どもたちをめぐる問題も複雑・多様化しています。」とあるように、学校現場では、様々な困難を抱え、支援を要する児童、生徒が増えている。案では、「(2) 施策の基本的方向」の中に、「不登校への取組」が新しく加えられているが、2005年4月に施行された発達障害者支援法に基づく取組が述べられていない。 自治体の責務である障害の早期発見と療育や家族への支援をはじめ、そのための保、幼、小、中、高、特別支援学校や各学校と関係諸機関との連携体制の充実、研修の推進等、具体的施策についても述べてほしい。</p> | <p>【高校教育課】 特別支援教育においては、発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒に対して、適切な教育的支援を行うための支援体制を整備することを目指しており、教育委員会においては、専門家チームの設置や巡回相談を実施しています。 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名を終えており、幼稚園や保育所においても同様の園内体制整備を進めています。 また、教育センターなどでの研修を充実するとともに、乳幼児期から学校卒業後まで、関係機関が連携し一貫して支援を行うための「個別の教育支援計画」の作成を進めています。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------|---|--|
| 105 | 子ども P17 | インターネット(出会い系サイトなど)による児童、生徒を巻き込んだ犯罪は以前から起こっていた事件ですが、最近、さらに多くなってきていると感じています。違法・有害サイトがネット上であふれており、それに容易にアクセスできる状況です。そして生徒が家に帰ってから、メールやネットに使う時間は相当なものだと聞いています。このような環境から、出会い系サイトによる性被害や学校裏サイトによる人権被害など、さまざまな問題が発生しています。この問題が表面化しているのは氷山の一角であり、大変、深刻な問題と捉えています。このような現状の中、出会い系サイト規制法や「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備法」の成立だけではなく、学校での啓発や研修もさらに力を入れておこなっていく必要があると感じています。 | 【人権同和教育課】 ご意見のとおり、インターネットや携帯電話の利用に関連する問題は、子どもたちの人権を保障していく上において大きな問題であると認識しており、既に学校での啓発や教職員研修に取り組んでいます。今後も更に充実を図っていきます。 県としましては、第2章の「各人権課題に対する取組」(インターネットによる人権侵害)の中で施策の基本的方向を示し、今後はそれに基づいて教職員研修の充実をはじめとした具体的な取組を検討していきます。 |
| 106 | 子ども P17 | 健全育成に向けての課題には、「子どもをこれらの有害環境から守ることは大人の責任です。」とありますが、子ども自身への教育・啓発が欠かせません。「メディア・リテラシー」という言葉を用いて、情報を取捨選択する能力、情報への正しい判断力を育成する教育の充実が必要であることを明示していただきたいと思います。 | |
| 107 | 子ども P17 | 奨学金のこともここに書くべきである。経済的理由で学校に行けない子どもにどう支援するのか、記述がほしい。 | 【人権同和教育課】 ご意見については、第2章 各論 1 あらゆる場を通じた人権教育の推進 人権教育の4つの側面の 人権としての教育では、経済的に恵まれないなど困難な状況にある子どもの教育権の保障をしていく取組をしていくことを記述しています。 |
| 108 | 子ども P17 | キャリア教育についての記述もほしい。ただし、その実施に当たっては、学校に対する支援が必要である。例えば今、できるだけ美郷町内で3日間の職場体験学習を行っているが、これが5日間に増えると、受け入れ先を町外にも求めなければならなくなることが考えられる。その際、生徒の送迎について、保護者に負担をかけないように、何らかの(交通費の)予算措置をお願いしたい。 | 【人権同和教育課】 学校教育には、これらの働く意欲と能力を培っておくことが期待されており、キャリア教育を中心に推進しているところです。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| 109 | 子ども P17 | <p>中学校の教員として、子どもの権利保障に取り組む立場から、コメントしたいと思います。</p> <p>「格差社会」が、「少子化」を生み出している現代日本の実情、また、「格差社会」が、未来の主権者である青少年が、将来への展望を持つことを困難にしているという認識から、子どもの権利をとらえていくことも大変重要ではないかと思ひます。子どもの権利が保障されていない背景に、子どもたちに抱え込まされた生活課題があります。この生活課題は、保護者の「自助努力」の問題をとらえると、子どもの権利保障を半ば「放棄」することにつながります。</p> <p>「格差社会」の問題は、すべての人権課題に関わる問題であると私はとらえますから、総論において、この問題とすべての人権課題の関係性を述べておく事が必要ではないかと思ひます。</p> <p>P17～P19においては、教育・啓発という面を踏まえつつ、子どもの「貧困」＝「実態的差別」＝「格差」に対する支援と自立の取り組み、すなわち、進路保障の取り組みを記述する必要があるではないでしょうか？ P28の記述してある同和問題への取り組みを子どものところでも記述すると、同和教育の理念・手法・成果を深め、広げていくことになるのではないのでしょうか。</p> <p>子どもの権利保障において、「格差社会」が生み出す「実態的差別」はとても顕著になってきているという現状認識を私はしています。児童福祉のみに走らない、子どもの権利保障に取り組みたいと思ひます。</p> | <p>【人権同和教育課】</p> <p>進路保障の取組については、第2章の各論で述べていますように、困難な条件を抱えている子どもをはじめとする全ての子どもたちの「教育権としての人権」を保障するために大変重要な取組のひとつと認識しています。ご意見のような進路の保障を阻む要因の背後に潜むさまざまな問題を考慮しながら、今後も関係する機関の連携を深めつつ、その充実を図っていきます。</p> |
| 110 | 子ども P17 | <p>子どもは人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。とありますが、人格をもった一人の人間として尊重されていれば、最近ニュースで騒がれているような事件はおきません。</p> <p>公然とりっぱなお題目を掲げていてもそれが、日々実践されなければ意味がないのです。家庭でも学校でも地域でも子どもがないがしろされ、子どももあきらめて、それに対して抗議しません。子どもに対する人権教育は、大人の日々の人権意識への</p> | <p>【青少年家庭課】</p> <p>子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。近年の社会環境の変化により子どもをめぐる問題も複雑・多様化しており、子どもの人権が侵害される事例が後を絶ちません。</p> <p>このような状況の中、関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制を充実させていくこととしていますが、それぞ</p> |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------|---|--|
| | | 反映であり、大人がまずやってみせないと、いくら教育現場をたたいても、効果は出ません。相談窓口の設置は基本ですが、窓口で受けた事例の共有と、共通理解をはかる機関の設置を望みます。公的窓口と民間の窓口が、いつも同じように開かれていて、県民が自由に選択できまたお互いのよいところを伸ばし合えるような関係の構築が早急に望まれます。 | れの機関が共通理解を図るためにも、個人情報に配慮しつつ有機的に機能することにより「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」をより一層進める必要があると考えます。 |
| 111 | 子ども P18 | 「関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに」とあるが、連携と協働は学校間の連携も重要であり、幼・小・中・高の連携も加えるべきである。 現在、国による「支援加配」制度や県による高校への「専任教員」制度があるが、課題を抱えている児童・生徒への取り組みを記述すべきである。 | 【人権同和教育課】 ここでいう学校には、当然、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の各学校間で連携を含んでいます。 課題を抱えている児童生徒への取組については、学校本来の業務として、個々具体的な場面で様々な取組をしています。 |
| 112 | 子ども P18 | 「教職員の資質向上に努め、学校における生徒指導体制や教育相談の整備」の部分に「いじめの早期発見、早期対応」をできれば明示していただきたい。 | 【人権同和教育課】 ご意見については、各学校における生徒指導体制の中で実施しています。 |
| 113 | 子ども P18 | いじめの問題については、現行をさらに簡潔にまとめられた感がありますが、社会全体で取り組むことが大切だと書いてありますが、社会はどのような関わりをしていけばよいか示しているとよいと思います。 | 【義務教育課】 いじめ問題の根絶に向けて、学校や家庭、地域、それぞれの場での取組が充実することと、三者が連携して取り組むことが社会全体での取組であると認識しています。社会全体での取組については、それぞれの地域で様々な形態があると考えています。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| 114 | 子ども P18 | 不登校への取組 1行目の文章の意味がわからない。例えば、次のような記述はどうか。「不登校の子どもに、安心して休む権利や、学校の外で学び成長していく権利を保障します。そのために教育相談・生活相談等家庭への支援も行います。進路については、公的機関のみならず、民間施設やNPO等と積極的に連携して、学習支援・情報提供等を行います。」 | 【義務教育課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の18ページ『不登校への取組』の中の「不登校は、子どもの学ぶ権利を奪うことから、進路の問題が特に重要です。」を『不登校は、「学校での学ぶ権利」を奪うという、子どもにとっては基本的な権利保障に関することであると同時に、将来の子どもの進路にも関することです。』に修正します。 |
| 115 | 子ども P18 | 「不登校は、子どもの学ぶ権利を奪うことから、進路の問題が特に重要です。」との文章は意味がよく伝わらない。不登校の原因はさまざまな要因があり、また、その取り組みは必ずしも学校への登校を促す取り組みでもない。「子どもの学ぶ権利を奪う」という表現ではなく、「人権としての教育の保障」として記述してはどうか。 | |
| 116 | 子ども P18 | 今年度本校では不登校生徒および不登校傾向を示す生徒がいます。その対応について、現在全教職員で共通理解を図り、実践しています。そこで、日ごろの実践で私が感じていることから、次のようなコメントを考えました。 18ページの「不登校への取組」について 平成12年策定のものではなく新たに項目を設けて記述されたことは評価できる。進路の問題とも深く関わることなので、学校以外の様々な機関と連携して取り組むことが大切であると書かれているのも良いと思う。ただ本人にはどうすることもできない理由で不登校になっているケースが多いのも事実である。特に保護者の子育てに対する考え方など、近年学校現場だけでは解決できないことが多くなってきている。 本県は小中学校の不登校の率が全国でも極めて高い。本人だけではなく保護者や地域がどのように関わっていくかなど、具体的施策にまで踏み込み記述して欲しい。 | 【義務教育課】 不登校は県の喫緊の課題ととらえ、平成20年度からは「不登校対策事業」を重点事業として、以下の施策を講じ、不登校児童生徒の支援を行っています。 1 教育相談体制充実事業 スクールカウンセラー配置事業 子どもと親の相談員配置事業など 2 安心して過ごせる居場所づくり 心のかけ橋支援事業 教育支援センター運営事業など、他にも多くの事業を行っています。 ご意見の趣旨を踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| 117 | 子ども P18 | 健全育成に向けての取組 子どもが被害者になるだけではなく、子ども同士の加害・被害の関係もあり得るので、そのことも視野に入れた記述にする とよい。 | 【青少年家庭課】 子ども同士の加害・被害の関係とは、おそらくコミュニティーサイトやブログ・プロフに起因するものを指していると思われます。 「島根県青少年の健全な育成に関する条例」に基づく環境の浄化の取組は、あくまで「有害情報」を対象としていますが、ご指摘の環境が直ちに有害情報となる訳ではございません。 しかし、インターネットを通じて子ども同士の加害・被害が現実に行き起きている状況にかんがみ、子どもたちに対して適正な利用方法などを普及啓発していく必要があると考えます。 |
| 118 | 子ども P18 | 「人権としての教育」の保障として、家庭の経済事情により進学を断念することのないよう、奨学金制度の充実を盛り込むべきである。 また、ニート・フリーター問題への取り組みとして、人権教育としてのキャリア教育の取り組みも盛り込むべきである。 | 【人権同和教育課】 ご意見の趣旨を今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 119 | 子ども P18 | 本校にも不登校生徒をかかえており、多くの学校で不登校の問題は大きいものとなっています。今回の改定案で扱っていただいたことは大変うれしく思います。学ぶ権利と進路の問題は重要だと私も感じておりますが、学ぶ権利を保障する方法の一つとして、再登校に向けて不登校生徒がかかえる障害を取り除く努力を学校もおこなっていることも理解していただける文章表現になればよいと思いました。 | 【義務教育課】 学校が日々、誠心誠意、子どもたちのために尽力されていることも承知しています。それを前提としての行政施策であるにご理解いただきたいと思います。 |
| 120 | 子ども P19 | 差別されたり暴力を受けた時に「相談体制の充実」とありますが、どこにどんな相談をすればよいかわからないという人が多いと思います。まずは、「どこへ どのように いつ だれが いくらで 相談窓口になってくれるのか」を明確にする体制を作ってください。正直に言って、この基本方針では「誰が見ても今後推進すべきこと」であって「具体性」が見えませんでした。具体的にどのように何をしようとしているのか、具体的にどれくらいお金を使おうとしているのかを示してください。 | 【人権同和対策課】 県では、児童虐待・DVなどの様々な相談に対して、相談窓口を設けています。その窓口については、島根県の「人権啓発推進センターホームページ」に「人権相談窓口のご案内」、「人権に関するホームページへのリンク集」を掲載するとともに、様々な機会を通じて周知に努めていきます。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------|---|--|
| 121 | 高齢者 P21 | (2) 施策の基本的方向のところ、少子高齢化社会における持続可能な社会的システムを新たに構築するためには、高齢者本人の生きがいはもちろんのこと、安心して住める住居、社会、保健、医療などの基本的な施策と一体であり、安易な生きがい論は、それらが整っている当事者にとってのみのものであるのもので、まず、そこを整えたのちにと加えていただきたい。 | 【高齢者福祉課】 ご意見のとおり、安心して住める住居、保健、医療等の整備は、高齢者に限らず、民生の安定のために必要なことと考えています。「生きがい」は、これらの環境整備も含めた社会活動に高齢者が参加することで醸成されるものであり、この項で、記述することは考えていません。 |
| 122 | 高齢者 P21 | 「高齢者が支える側にたち」の表現は、さまざまな状況の高齢者が存在する中、「支えられる側」か、「支える側」かは、その状況やつながりのありようによって変わる。方針のなかで「支える側に立ち」と規定するのは、押しつけ的で乱暴である。まずは、国や地方自治体が支えるべきではないかとも思う。それから、支えるエネルギーが得られ「支える側」になりうる場合もある。他の表現が望ましい。 ・「思いやり」は、同情の意味がある。特に、同和問題解決は、思いやりでは解決できない。再考すべき。言葉に敏感になることも人権尊重につながると思う。 | 【高齢者福祉課】 国や地方自治体の制度的な支援は「支えられる側」である高齢者の方に対して行われるものですが、ここでは、少子高齢社会においては、人口構成の相当部分を占める高齢者の方が、生涯現役意識をもって、地域社会の担い手として活躍されることが期待されることから、元気な高齢者について、「高齢者が支える側に立ち」、活躍していただくことを想定して記述しています。 |
| 123 | 高齢者 P21 | 「福祉の心」とは何か、よくわからないので、*印で注を入れてほしい。 | 【義務教育課】 「福祉の心」には、次のような要素が含まれていますので、ご理解をお願いします。 ・福祉や環境、人としての生き方などに関心を持つ「福祉に対する関心意欲態度及び実践力」に関わる要素 ・人権尊重を基盤とし、公共福祉、社会連帯の精神を高める「福祉に対する心情」に関わる要素 ・福祉の理念や制度及びその対象に対する理解を深める「福祉に対す知識・理解」に関わる要素 など |
| 124 | 高齢者 P21 | 「福祉の心を実践する態度」とあるが、「すべての人が、社会の大切な存在として尊ばれること、偏見や差別のない人権に根ざす共生と平等の相互の思いやりの心である福祉の心」などの、「福祉の心」と人権の位置付けの説明が必要である。 | 【義務教育課】 「人権」という考えを基底にして「福祉の心」があると捉えています。双方が絡み合って初めてこの施策を推進する力となると考えています。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| 125 | 高齢者 P21 | 「高齢者の就職の機会確保のための啓発」とあるが、就職困難者の定義には高齢者も含まれており、「啓発」にとどまらず、就職困難者の雇用率を点数化した総合評価一般競争入札制度の導入など、より積極的な施策を取組むべきである。これは、他の、障害のある人等でも同様の記述を盛り込むべきである。 | 【雇用政策課】 ご意見の趣旨を今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 126 | 高齢者 P21 | 「高齢者が「自立と尊厳」を持てる21世紀の社会」表現方法ですが、「高齢者の「自立と尊厳」が保てる」の方が素直な表現ではと思います。 | 【高齢者福祉課】 ご意見については、高齢者自らが率先して「自立と尊厳」を持てる社会をつくりあげていくことを意図しての記述です。 |
| 127 | 高齢者 P21 | 高齢になると、自然と目や耳が不自由になります。それは、仕方の無いことですが、仕方がないとあきらめるのではなく、不自由になったという障害だと認識し、情報センターや、ライトハウスライブラリーを大いに活用できるような制度を、作ってほしいです。 そして、手足が不自由にもなります。それも、高齢だから不自由は当たり前で、今まで健常だった頃とは違い、不自由になったという障害を持ったと考え、介助等を利用して、どんどん活動できるような制度をつくり、無病息災と考えるのではなく、一病息災・二病息災・三病息災と考え、いつまでも行動できる環境整備、制度整備をしていただきたいと思います。 | 【高齢者福祉課】 県では、高齢者が支援や介護が必要な状態となっても自分らしさを大切に社会との関わりをもちながら生きがいをもって生活できる環境づくりを、地域全体でつくりだす取り組みを推進しているところです。 そのためには、生涯現役社会の実現をしていくための県民意識の醸成、介護保険サービスや介護予防事業の充実など介護保険制度の円滑な推進が必要であるとして、本文19ページ 3. 高齢者(2) 施策の基本的方向に記述しています。 |
| 128 | 高齢者 P21 | 「権利の主体として尊重され」 記述の意図は多少理解出来ますが、他にもっとわかりやすい表現はないでしょうか。 | 【高齢者福祉課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の21ページ『3. 高齢者(2) 施策の基本的方向』の中の「高齢者が住み慣れた地域で、権利の主体として尊重され」を「高齢者一人ひとりの権利が尊 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 129 | 高齢者 P22 | 「高齢者虐待防止・養護者支援法」 正式には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」という名称だと思います。また、略する場合には単に「高齢者虐待防止法」と標記しますが、こうした公的な文書に掲載する場合には正式名称がいいのではと思います。 | 【高齢者福祉課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の22ページ『3.高齢者高齢者の尊厳を支えるケアの推進』の中の「高齢者虐待防止・養護者支援法」を「高齢者虐待防止法」に修正します。 なお、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」については、基本方針の3ページ『2.国の取組』で既に記述していますので、ここでは略した表記とします。 |
| 130 | 高齢者 P22 | 高齢者の尊厳を支えるケアの推進 ・法令や事業名などが羅列してあるのみで、それらの課題が多い。より実態に即した取り組みをすべき。 | 【高齢者福祉課】 ひとりひとりの高齢者が、どのような状況であってもその人らしい生活を送れるようにするためには、様々なサービスや制度が適切に提供されることが大切であるとの認識の下に記述したものです。 このような認識の下に、この項は、高齢者の実情に応じた対応ができる仕組みづくりを目指すものです。 |
| 131 | 高齢者 P21 障害のある人 P24 | 県の要約筆記奉仕員をしております関係で、難聴の方や盲ろうの方にお会いすることがあります。県内で難聴の方や盲ろうの方で、聴覚障害者情報センターやライトハウスライブラリーを利用しておられる方は、障害をお持ちの全ての方の中のわずかな方らしいとのこと。何故、利用する人が少ないのか？やはり、まだまだ障害者にとって生活しにくい環境だということだと思います。もっともっと、障害を持っておられる方が、障害を障害と感じない、バリアフリーな環境を整える必要があると思います。 | 【障害者福祉課】 利用促進に向けたPR活動を行うなどバリアフリー化が一層推進されるよう、取り組みたいと考えています。 |
| 132 | 高齢者 P22 障害のある人 P25 | 高齢者の「権利擁護の推進」と障害のある人の「権利擁護の推進」最初のことばがちがうだけで後は一緒なのは、なぜなのですか？理解に苦しみますが...教えてください。 | 【地域福祉課】 「権利擁護の推進」の項では、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う「日常生活自立支援事業」や法律的に支援する成年後見制度について記述しています。 高齢者でも障害のある人でも基本的な援助の仕組みや取り組み内容が同じであることから、同様の記述としています。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| 133 | 障害のある人 P24 | <p>『(1)現状と課題』の第1文には「バリアフリーの促進など多くの取り組むべき課題がある」との記述があるが、『(2)施策の基本的方向』の文書中には「バリアフリー」について触れている部分があるものの、以下の～には「バリアフリー」の記述がないため、課題として取り上げたに止まり、施策として課題を改善していくという視点に欠けているようにも感じられる。</p> <p>県内の各自治体において「バリアフリーマップ」をHP等で公開している例はまだ少ないのが現状である。また、ハード面でのバリアフリーは整備されつつあるが、障害のある人の視点で整備された設備・施設は少なく、利用しづらいという声もある。財政上の問題でハード面でのバリアフリー整備は難しいことが予想されるが、ソフト面での「心のバリアフリー」を実現していくことはこれまで以上に力を入れ、啓発活動等により行政として積極的に取り組んでいく姿勢を表明していくべきではないかと考える。</p> <p>『「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発』の中に「バリアフリー」に関する内容についても記述していただくか、もしくは『バリアフリー社会の実現(仮)』を～に追加して独立して項目立てしていただきたい。</p> | <p>【障害者福祉課】</p> <p>県では、高齢者や障害のある人等の行動を妨げている様々な障壁を取り除くことを目的として、平成10年に「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しました。条例では、施設整備に際して、施設等を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように配慮するとともに、県及び市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする事業者の責務を定めています。また、ひとにやさしいまちづくりに関する県の施策として、学習機会の充実等を行うこととしており、具体的には県民の主体的かつ積極的な取り組みの意欲が増進されるよう、学習機会の充実、啓発活動の推進その他の必要な施策を講じるものと定めています。この条例の目的を踏まえ、積極的に事業を推進していきたいと考えています。</p> |
| 134 | 障害のある人 P24 | <p>平成12年策定のもの比べると、法律や事業等の名称を除いては基本的に「障害者」という言葉が「障害のある人」に言い換えられているように見えるが、一貫していないように思える。例えば「知的障害者」「精神障害者」(以上、P22)、「性同一性障害者」と「性同一性障害を抱える人々」(P36)など。そもそも「障害者」を「障害のある人」と言い換えた理由、または、その背景にある「障害」に対する県の認識(「障害」観)はどのようなものなのか。</p> | <p>【障害者福祉課】・【人権同和対策課】</p> <p>国などでも見直しされていることから、このような表現にしました。</p> <p>なお、「身体障害者」「知的障害者」及び「精神障害者」については、法律等でその該当基準が明記されており、特に権利擁護の推進の項目でその用語を使用するのは民法等で定める成年後見制度の対象として「知的障害者」「精神障害者」を法令用語として使用しているためです。</p> <p>また、「性同一性障害を抱える人々」については、その診断が確定していない人も含む場合をこのような表現にしました。</p> |
| 135 | 障害のある人 P24 | <p>「障害のある人」とあるが、「障害をもつ人」と表現される場合もある。または、「障害」のようにカッコを付ける表現もある。なぜ、「障害のある人」と表現するのか。当事者の意見も聞いて明らかにしてほしい。</p> | |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| 136 | 障害のある人 P24 | 「障害者自立支援法」などに基つきとあるが、「障害者自立支援法」は多くの問題があり、当事者からも数々の問題点が指摘され、その見直しがいられている。この法律に触れるのであれば、現状と課題においてその不十分性に触れるべきである。 | 【障害者福祉課】 「障害者自立支援法」については、法施行後3年を目途とした見直しが進められています。県としても県内の実情を国に訴えるなど、よりよい制度となるよう国に働きかけているところです。 |
| 137 | 障害のある人 P24 | 「障害者自立支援法」については、評価の分かれているところである。これについては本県の当事者に聞いて、再検討すべきである。 | |
| 138 | 障害のある人 P24 | 「障害者自立支援法」には、問題がある。本県の当事者の声を聞き、そのことにかかわる記述や施策を再検討すべき。 | |
| 139 | 障害のある人 P24 | <p>障害の「害」という字は、「悪くすること、わざわざ、悪い結果や影響を及ぼす物事」などの意味を持っており、マイナスイメージが強い文字です。</p> <p>「害」という文字が「障害のある方」、「性同一性障害者」のように「人」や「人の状況、状態」を現す場合に使用されることは人権尊重の視点からも好ましくありません。</p> <p>そこで、「障害」という文字が「人」や「人の状況、状態」を現す場合は、「害」をひらがなで表記することが、2ページ人権施策推進基本方針の基本理念にも合致するものと思われま</p> <p>す。</p> <p>ついで、当該基本方針文章中、「障害」という文字が「人」や「人の状況、状態」を現す場合は、「害」をひらがなで表記されることを希望します。</p> | <p>【障害者福祉課】</p> <p>様々な文献によりますと、「障害」はもともと「妨げる」という意味を持つ礙(碍)の漢字を用いて「障礙(碍)」と表記されていたものが、戦後の常用漢字制限で音が共通の「障害」に表記されるに至った経緯があると説明されています。</p> <p>国の法律等においては「障害」が用いられており、それを引用する県の条例等についても同様に「障害」を用いていますので、これを変更することは困難ですが、今後内閣府や厚生労働省の動向を注視していきたいと考えています。</p> <p>表記については、ご意見の他にも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もともとの漢字に戻すべき ・「障害者」という用語自体の変更が必要 ・「害」の漢字をひらがなにしても、声に出せば同じ <p>など様々な意見があることは承知していますが、それが用いられた際に当事者の方がどのような思いをされるかが大切で、表記・用語の問題ももちろんですが、障害のある方に対する正しい理解や心のバリアフリーを進めることが重要だと考えています。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|---------------|---|--|
| 140 | 障害のある人 P25 | 「障害のある子どもたちとの交流および共同学習やボランティア活動など、福祉教育を実施し・・・」という部分は、障害者と健常者（の学校や生活の場所）を分けていることを前提としているように受け止められる。これは特別支援教育の理念に反してはいないか。特別支援教育は、それまでの特殊教育とは違って、普通学級に籍をおき、学習内容によっては特別支援学級に通級するというように、「まず分けない」ことを前提としていると理解している。 | 【高校教育課】 障害のある子どもと障害のない子どもは、あくまで別の学校で学ぶということを前提としているのではなく、子ども一人一人の最善の利益を考え、その成長が最も期待される学習の場で学ぶということが就学に係る基本的な考え方です。その結果として両者が同じ学校（学級）となったり別の学校（学級）となりますが、その両方の場においても、交流及び共同学習など実施が不可欠となります。このことから、基本方針の25ページ『4. 障害のある人 障害のある人の理解を深めるための福祉教育の推進』の中の「障害のある子どもたちとの交流及び共同学習やボランティア活動など、」を「障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を進めるとともに、ボランティア活動など」に修正します。 |
| 141 | 障害のある人 P25 | 「障害のある子どもたちとの交流及び共同学習やボランティア活動など、福祉教育を実施し、障害のある人等に対する理解を深めます。」とあるが、障害のある子どもと健常者の子どもはあくまで別の学校（学級）で学ぶという前提があり、同じ学校（学級）でともに学ぶという視点が欠けている。「人権が保障された学校・学級づくり」の取り組みとして、学校での施設整備（スロープ、エレベータの設置など）を進めて、ともに学ぶ環境を整えていくことを盛りこむべきである。県立大学では、視覚障害者への入学実現に向けた取り組みがおこなわれている。 | |
| 142 | 障害のある人 P25 | インクルージョン教育の実現を図ることを盛り込むべき。障害児の親が、子どもをいわゆる「普通高校」に進学させたい希望をもっている。（現在、その進路は開けていない）ハード面、ソフト面のバリアフリーをすすめ、障害児・者の学ぶ権利の保障と障害児・者が豊かに自立していける社会作りをめざすことを盛り込むべきである。 | 【高校教育課】 インクルージョン教育は、重要なことです。しかし、現段階では、子ども一人一人の最善の利益を考え、その成長が最も期待される学習の場で学ぶということが就学に係る基本的な考え方です。このため、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒が在籍する全ての学校で、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導支援をより適切に行うこととしています。 |
| 143 | 障害のある人 P25 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」での取り組みにおいて、「事業主への啓発に仕組み」とあるが、この法律において雇用は義務付けられているのであり、単なる啓発ではなく、雇用率達成への「指導」を取組むべきである。 | 【雇用政策課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の25ページ『4. 障害のある人 障害のある人の地域での自立生活の支援』の中の「さらに、・・・(中略)・・・関係機関と連携して事業主への啓発に取り組みます。」を「関係機関と連携して事業主や県民の理解と協力を推進するとともに、障害者委託訓練など障害のある人の就業促進に向けた多様な職業訓練を実施します。」に修正します。 |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| 144 | 障害のある人 P25 | <p>障害者の雇用について、本県行政の雇用率はどうか。学校教職員への採用率はどうか？基準に達していない場合、啓発ではなく、法令違反なので積極的に指導していく事が必要ではないか。</p> | <p>【義務教育課】・【人権同和対策課】 障害者の雇用率については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令で、都道府県は2.1%以上と規定され、現在の障害者雇用率は2.28%となっています また、都道府県教育委員会は2.0%以上と規定されていますが、島根県教育委員会の現在の障害者雇用率は1.54%となっています。本県の教員採用試験では、身体に障害のある者を対象とした採用枠を設けて募集を行っていますが、応募者が少なく、障害者雇用率のアップにはつながっていないのが現状です。 今後とも障害のある方の雇用を推進していきます。</p> |
| 145 | 障害のある人 P25 | <p>前回のものと比べて、「 の権利擁護の推進」について表記してある点が評価できると思います。基本方針なので、抽象的な表現が多いことは仕方ないのかなとも思いますが、具体的な事柄まで踏み込んで書いてあると現場としては助かります。 本校は今年、特別支援学級が2つ新設されました。特に、発達障害を抱える生徒の進路についてはどうすればよいのだろうと、悩んでおります。 「 障害のある人の地域での自立生活の支援」の中に、「就労支援のための取り組みを着実に行うとともに、労働、福祉、教育の関係団体による連携組織を設置し、各分野が一体となった取り組みを推進します。」と表記してありますが、具体的にはどのようなもののでしょうか。現在、本校では全く手探りの状態で障害のある生徒と関わっています。昨年度から、関係機関などを探したり協力を仰ぐのも、同様な状態です。答えなどはないと思いますが、この点について、もっと具体的に踏み込んで書いてあると、方向性を見いだせやすいかなとも思います。</p> | <p>【障害者福祉課】 発達障害の定義や乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進などをねらいとした「発達障害者支援法」が平成17年4月1日に施行されました。 法律の施行を受け、県では平成18年4月に県内東部と西部の2箇所発達障害者支援センターを設置しました。 東部発達障害者支援センター(ウイッシュ)～さざなみ学園内 西部発達障害者支援センター(ウインド)～こくぶ学園内 センターの主な機能としては、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修があり、具体的には、保育所・幼稚園・学校・相談支援事業者など日常的な支援を行う機関への支援や相談を受けています。 なお、現在のところ発達障害者は障害者自立支援法上の障害者の範囲に含まれていませんが、障害者自立支援法の見直しにおいて、発達障害者を障害者の範囲に含める方向で検討が進められております。</p> |
| 146 | 障害のある人 P25 | <p>重大事件を起こした人が、アスペルガー症候群であることがしばしば報道されています。これにはいくつかの問題点が含まれています。一つはアスペルガー症候群のような障害が、正しく認知されていないこと、正しい認知がなされていないために</p> | |

| 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|----|---|--------------|
| | <p>不適切な対応がとられ、その結果二次障害（不登校、脅迫症状など）につながるということ、そして、配慮のない言動が流布されているということなど発達障害を取り巻く問題は年々増えているように思います。</p> <p>P21 4 . 障害がある人 の項目には、発達障害がある人のことが含まれているのかわかりにくいように思います。</p> | |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| 147 | 同和問題 P27 | 「また、県民の同和問題に対する理解と認識も深まり、」何を持って断定できるのですか？それが示されない限り納得いきませんと思います。 | <p>【人権同和対策課】</p> <p>2004（平成16）年に県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」結果によると、同和問題の認知時期で「同和問題のことを知らない」が1985（昭和59）年調査の10.8%に対して、今回調査が3.2%で大幅に減少し、また、同和問題の認知経路では、「学校の授業で教わった」、「講演会、研究会などで聞いた」が、1985（昭和59）年調査に比べ今回調査が大幅に増加していることから、県民の同和問題に対する理解と認識が深まったと考えています。さらに、今回の同和地区出身者との結婚に関する調査において、既婚者が子どもの結婚について「結婚を認める」が53.5%で前回調査（1999（平成11）年）48.9%に比べて上回り、未婚者の自分の結婚についても、親の説得を含め「意志を貫いて結婚する」が86.5%で前回調査の80.8%に比べて上回っていることから、ご指摘の箇所の表現としました。</p> <p>なお、1999（平成11）年の国の「人権擁護推進審議会答申」においても、「同和問題に関する国民の差別意識は、特に1975（昭和40）年の「同和対策審議会答申」以降の同和教育及び啓発活動の推進等により、着実に解消に向けて進んでいる」と述べられており、県も同様に考えています。</p> |
| 148 | 同和問題 P27 | 「残された課題」いつ、どのようにして、決定されたのでしょうか？その内容についての記述が明確ではないと思いますか？ | <p>【人権同和対策課】</p> <p>残された課題については、1996（平成8）年の国の「地域改善対策協議会意見具申」で述べられており、県も同様に考えています。</p> |
| 149 | 同和問題 P27 | 様々な面で存在していた較差は大きく改善されました、とあります。「較差」の国語意は「最高と最低、最大と最小、良いものと悪いものなどの差」とあります。一方、「格差」は「資格・等級、品などの差」とあります。ここで用いる表現は、後者の方が適切ではありませんか。 | <p>【人権同和対策課】</p> <p>1996（平成8）年の国の「地域改善対策協議会意見具申」で述べられており、県も同様に考えています。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| 150 | 同和問題 P27 | 特別対策は、2002年3月末をもって終了し、残された課題については、一般対策により対応することになりました、とありますが、事実経過として、島根県はその後5年間の経過措置をとっており、2007年3月末をもって、同和対策事業を終了したことを明記すべきではありませんか。 | 【人権同和対策課】 「特別措置法」に基づく特別対策は、2002年3月末をもって終了したことから、「現状と課題」や「施策の基本的方向」で述べているとおりです。 |
| 151 | 同和問題 P28 | 同和教育をはじめ同和問題の解決をめざすこれまでの取組が、同和地区出身者だけでなくすべての人の人権を守るための取組へと広がっていったことや、その中で積み上げられてきた成果など、これまでの経緯を考えると、「同和問題を人権問題の重要な柱として捉え」ることは、意義あることだと思う。そのことを踏まえ、「同和問題を人権問題の重要な柱として捉え」る（＝「人権問題の重要な柱は同和問題」と捉える）のであれば、そのことはここ（同和問題の項目）だけでなく、「第1章 総論」や「第2章 各論 .」等でも謳われてよいのではないか。 | 【人権同和対策課】 「同和問題を人権問題の重要な柱として捉え」ることについては、ご意見のとおりと考えますが、「第1章 総論」や「第2章 各論 .」等に記述することは考えていません。 |
| 152 | 同和問題 P28 | 「教育や就労、産業面においても解決しなければならない課題が残されています。」とあるが、教育・就労・産業面における残された課題が明らかにされていないのではないかと。それが十分に明らかにされないまま、あとの「(2) 施策の基本的方向」(直接的には、)が述べられている。 | 【人権同和対策課】 残された課題については、1996(平成8)年の国の「地域改善対策協議会意見具申」で述べられており、県も同様に考えています。 また、教育や就労、産業面における残された課題の内容を明らかにするため、「施策の基本的方向」において、今後の具体的な取組を示したところです。 |
| 153 | 同和問題 P28 | 「教育や就労、産業面においても解決しなければいけない課題が残されています。」 ・どのような課題が残されていると県は考えているのか、内容をはっきりと示してほしい。 | |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| 154 | 同和問題 P28 | 教育や就労、産業面においても解決しなければいけない問題が残されています、とありますが、今日のそうした問題は、同和問題に起因する問題でしょうか。同和に関係なく今の政治から生まれてきた問題であり、全国共通の問題です。このところでとりあげるのは適切ではありません。同対審答申がだされた時代の方針ならその表現でよいでしょうが、今日の時代の到達点から見ると違和感があります。 | 【人権同和対策課】 残された課題については、1996（平成8）年の国の「地域改善対策協議会意見具申」で述べられており、県も同様に考えています。 |
| 155 | 同和問題 P28 | 「なお、今回の基本方針の改定にあたり『島根県同和対策推進計画』を廃止し…」何で廃止なのか理由がはっきりしません。 | 【人権同和対策課】 「島根県同和対策推進計画」については、「現状と課題」や「施策の基本的方向」で述べているとおり、生活環境をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了したこと、「特別措置法」に基づく特別対策が、2002（平成14）年3月をもって終了し、同年4月からは、一般対策に移行したことから、廃止することにしました。 |
| 156 | 同和問題 P28 | 「島根県同和対策推進計画」を廃止する理由を明らかにしてほしい。「島根県同和対策推進計画」（約60ページ）は特別措置法の時代に策定されたものであるため、内容的に「改定」する必要性を感じるが、それまでに述べられている同和問題の現状と課題を考えたとき、約60ページあったものが3ページ+になるのは不自然ではないだろうか。（ページ数の問題ではないが・・・） | |
| 157 | 同和問題 P28 | 「島根県同和対策推進計画」を廃止とあるが、廃止となった部分がなくなり、内容や諸取り組みが、うすくなっていないか。 | 【人権同和対策課】 1996（平成8）年の国の「地域改善対策協議会意見具申」で述べられている残された課題については、「施策の基本的方向」の各取組において、今後の具体的な取組を示したところです。 なお、上記以外の取組については、「施策の基本的方向」の前文で述べているとおりです。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| 158 | 同和問題 P28 | 「島根県同和対策推進計画」の廃止があるのなら（私としては、何で廃止か、分からなくて納得していません）、この基本方針は、とてもよりどころとなるものなので、具体的に、わかりやすく、書くことによって約束として成立し、実践していくのに常にここにかえってやっていけるものにして欲しいという願いがありますがいかがでしょうか？ | 【人権同和対策課】 「島根県同和対策推進計画」については、「現状と課題」や「施策の基本的方向」で述べているとおり、生活環境をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了したこと、「特別措置法」に基づく特別対策が、2002（平成14）年3月をもって終了し、同年4月からは、一般対策に移行したことから、廃止することにしました。 しかし、「島根県同和対策推進計画」を廃止したからといって、同和問題の早期解決を目指す取組を放棄するものではありません。 |
| 159 | 同和問題 P28 | 「全教育活動を通じて、」 「人権・同和教育を全教育活動の基底に据え、」と変え、同和教育指導資料第19集の精神を生かす。 | 【人権同和教育課】 人権教育は、全教育活動を通して取り組まれるものであり、その基本的な考え方について、最後の段落で、これまで培われた同和教育の成果と手法を生かしていくことが必要であることを謳っています。 |
| 160 | 同和問題 P28 | 「全教育活動を通じて、児童生徒の人権意識を高め」とあるが、同和教育指導資料で示されている、「同和教育をすべての教育活動の基底に据えて取組む」とその基本的方向を示すべきである。 | |
| 161 | 同和問題 P28 | 同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、とありますが、人権に重要であるかないかの優劣をつけることは、様々人権が深刻化するなかで果たしてよい表現でしょうか。削除したほうが正確です。 | 【人権同和対策課】 1996（平成8）年の国の「地域改善対策協議会意見具申」で述べられており、県も同様に考えています。 |
| 162 | 同和問題 P28 | 学校教育においては、まず教職員自身が同和問題の解決を自らの課題として捉え、全教育活動を通じて、とありますが、同和教育がすべての教育活動の基になるかのような誤解を与えるので、削除したほうが良いです。 | 【人権同和教育課】 ご意見として承ります。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| 163 | 同和問題 P28 | <p>「差別意識」、「心理的差別」といった用語を使い、はたまたそれを解消するなどできもしないことをぬけぬけと書くのはいい加減にやめるべきだ。内心不届きなことを考えても実行しないのが普通だろう。あの孔子でさえも、「心の欲するところに従えども矩を越えず」の境地になれたのは70歳を超えてからである。内心は、いろいろと困ったことを含めて考えているのが人間というものである。そもそも他人の内心に差別意識があるのなしと論じること自体不遜であり、とんでもないことである。差別に関していうなら、心に思っけていても行為として表さなければ差別ではない。内心は外からどうこうし得ないものである。心理的差別というのも同じである。外から見えないものを、あるはずだと決め付け、それがなくならないから、いつまでも教育啓発を続けなければならないなどと荒唐無稽な議論はもう結構だ。</p> <p>今回の基本方針の改定にあたり、「島根県同和対策推進計画」を廃止したことは、遅すぎるとはいえ歓迎する。ただ、この部分の持って回った言い方は改めたらどうか。これまで続けてきた特別対策は終結し、一般対策に移行する。これでいい。なにかそれではいけない理由でもあるのか。</p> <p>「今後も、必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。」と述べているが、新しい法令ができたとき、施策一般について、こんなことは当たり前で、ことさら断るのは何か事情があるのだろうかと思われる。この部分はないほうがいい。道路特定財源の問題でこれまでどおりの財源を確保したい道路族が「必要な道路については」の文言を入れさせるのにこだわった経緯は周知のことである。</p> <p>「同和問題を人権問題の重要な柱として捉え」の文言もいらない。人権に重要でない柱などない。これはP47において、「同和問題をはじめ」としていることについても同じことが言える。人権にはじめも後もなからう。</p> | <p>【人権同和対策課】 ご意見として承ります。</p> <p>なお、基本方針の47ページ「同和問題をはじめ」の表現については、削除し、第1章「総論」の記述に合わせて「女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人など」に修正します。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|---|---|
| 164 | 同和問題 P29 | 住宅、施設等の耐用年数をすぎているものや老朽化しているものはどうするのか？また、住宅など生活様式の変化にも対応するよう改修を行うべきではないか？ | 【人権同和対策課】 「施策の基本的方向」に「生活環境への取組」を掲げています。個別の課題については、個々、具体的な取組の中で対応していくべきことと考えます。 |
| 165 | 同和問題 P29 | 「住み慣れた地域で、安全な生活環境で安心して暮らせることが大切」とあるが、近年の住宅政策で求められている、「適切なコミュニティーバランスの確保」も盛り込むべきである。 また、住宅入居に係わって、「住宅セーフティネット法」の基本的な方針の中では、民間賃貸住宅市場において入居制限の実態があると指摘されており、高齢者、障害者、外国人等の差別実態とその取組みに、「住宅確保要配慮者」への差別・偏見の解消に向けての取組みを盛り込むべきである。 | |
| 166 | 同和問題 P29 | 奨学資金をはじめ就学援助に係る各種制度について、それを「すべての児童生徒の教育を受ける権利を保障するもの」とする認識が学校、家庭、関係機関等で不十分な実態があるように思われる。そのような認識を明確にし、それを学校、家庭、関係機関等に浸透させる取組を推進してほしい。また、「周知」と「活用の促進」だけでなく、奨学資金等各種制度を真に必要なとする家庭・生徒にとって活用しやすいものとなるよう制度内容の充実（貸与額のメニュー化、入学支度金の増額、経済条件のみによる選考、採用枠の拡大、返還免除規定等）を図ってほしい。 | 【人権同和教育課】 ご意見の「すべての児童生徒の教育を受ける権利を保障するもの」とする認識の明確化と取組の推進については、「第2章各論」の「 . あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」において、述べているとおりです。 また、奨学資金等各種制度に対するご意見については、その趣旨を今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 167 | 同和問題 P29 | 「奨学資金をはじめ、各種制度の周知と活用の促進」とあるが、特に奨学資金制度は近年の経済情勢にも鑑み、更なる充実が求められており、「各種制度の『充実』や周知と活用の促進」とすべきである。 | 【人権同和教育課】 ご意見の趣旨を今後の取組の参考とさせていただきます。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| 168 | 同和問題 P29 | 誰に対して「教育と就職の機会均等を完全に保障し、生活の安定と地位の向上を図る」のか、明確でないように思われる。この文が同和問題の項目にあることや同対審答申と照らして考えれば、「同和地区住民に対して」のこのように解釈できるが、そうであれば、それを明示しないのはなぜか。(就労問題への取組、生活環境への取組、産業振興への取組、にもほぼ同じことが言える。) | 【人権同和対策課】 「特別措置法」に基づく特別対策は、2002(平成14)年3月末をもって終了し、今後の同和問題解決に向けた取組は、一般対策で実施することから、このような表現としました。 |
| 169 | 同和問題 P29 | 同和問題とあるのに、同和地区住民ということばや同和地区とその周辺地域を含めたという文言等なぜ削除されたのか、その意図は何か知りたいと思います。 | |
| 170 | 同和問題 P29 | 対象がはっきりしない。「同和地区住民の」という言葉を入れてはどうか。 「地域住民の」は「同和地区住民の」と変えてはどうか。 | |
| 171 | 同和問題 P29 | ～ いずれも取り組みの対象が明示されていない。平成12年度版では「同和地区住民」とその対象が明記されている。また、 、 については、「地域住民」との記載であり、これも不明確である。 | |
| 172 | 同和問題 P29 | 隣保館の趣旨目的を考えると、私達が「隣保館」に対して「よりどころ」的な存在であり、相談に行こうと思うが、実際に行くと職員さんの対応から「来なきゃよかったかな。」「来て悪かったなあ。」と感じることが多々ある。そこに従事する職員は、日本固有の社会問題である同和問題を正しく認識し、対応してほしい。 | |
| 173 | 同和問題 P29 | のところに、「...相談機能の充実」とうたっているにもかかわらず、どのように、相談機能を充実していくのか、その充実の機能が見えません。その具体的方策等が記されていないのはなぜなのか知りたいと思います。 | |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| 174 | 同和問題 P29 | 『同和問題』の項で、『進路保障・・・』で「生活の安定と地位の向上」とありますが、地位の向上とはどういうことでしょうか。 『生活環境・・・』のなかで、「定住の促進や高齢化社会への対応」とありますが、定住ができないとするとその理由は、差別が定住を阻害している現実があることをみつめねばならないでしょう。軽々しく扱われているように感じられてなりません。 | 【人権同和対策課】 「生活の安定と地位の向上」については、「教育の機会均等と安定的な就労を確保する。」という意味で用いたところです。 差別意識が残っていることが課題であり、これを解消すべく取組を進めていきます。 |
| 175 | 同和問題 P29 | 部落の産業振興に係わって、記述してあるのは既存の事業者への支援にとどまっており、部落への産業の導入、創業の支援も盛り込むべきである。 | 【商工政策課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の29ページ『5.同和問題 産業振興への取組』の中の「今後、商工業の振興を図るため、個別企業の経営指導、融資制度の利用促進、技術向上のための研修」の次に「、起業や新規事業進出への支援」を挿入します。 【農林総務課】 県の農林水産業の振興に対する施策は、本年3月策定した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」に基づき推進していくこととしています。目標とする「持続的に発展する島根の農林水産業・農山漁村の実現」のため、農林水産業者等の主体的な取組を基本としながら、企業的経営を行う担い手のみならず、中山間地域を中心として多彩な地域資源を維持活用する担い手を地域の実情を踏まえて育成確保することとしています。 |
| 176 | 同和問題 P29 | いずれも、今日的には、同和問題に起因する問題ではないので、この個所で論じるのは適切ではありません。同和問題という個別の問題ではなく、全体を通じて、社会権の問題として総論的に述べるべきではありませんか。 | 【人権同和対策課】 県としては、残された課題として認識しています。 |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| 177 | 同和問題 P30 | <p>「交流促進事業」の趣旨目的は何か？法が切れてから、あちこちで行われる交流促進事業が、事業に終わり、その目的を果たしていないように思われる。この事業はよりよいかかわりをもったり、差別解消に向けての動きであったり、地域住民の進路保障をも担っているはずのものではないか。それを考慮すると、事業の有り様が変わってくると考える。</p> | <p>【人権同和対策課】 ご意見のとおりであり、そうした考えを踏まえて、隣保館活動の支援を行っていきます。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------|--|---|
| 178 | 外国人 P32 | 結婚のため来日定住し、また現在結婚生活を送っている外国人の問題が取り上げられていません。 | 【文化国際課】 そうした方々も含め、対応することとしています。 |
| 179 | 外国人 P32 | 教育の場や市民グループのレベルでも諸外国との交流が存在することも実態把握し、明記すべきである。 | 【文化国際課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の32ページ『6.外国人(1)現状と課題』1段落目の末尾に「また、学校や市民団体等によるいわゆる草の根交流も増えています。」を挿入します。 なお、ご意見にあります「実態」については、県のホームページの「島根県の国際化の現状」の中で市民団体等の一覧を掲載しています。 |
| 180 | 外国人 P32 | ・島根県の状況を詳しく記述してほしい。 ・在日韓国・朝鮮人についても言及する必要がある。 | 【文化国際課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の32ページ『6.外国人(1)現状と課題』の3、4段落目を一体化し、以下のとおり修正します。 「島根県における外国人登録者数も年々増加する傾向にあり、1990(平成2)年12月末には2,000人だったものが、2007(平成19)年12月末には6,189人と3倍以上になっています。また、社会情勢の変化に伴い、外国人住民の国籍別割合も変化があり、1990(平成2)年12月末には韓国・朝鮮67%、フィリピン14%、中国10%、その他9%だったものが、2007(平成19)年12月末には中国40%、ブラジル21%、韓国・朝鮮14%、フィリピン14%、その他7%となっています。これは全国の傾向と概ね同様な変化です。今までの～(この段落は以下変更なし)」 |
| 181 | 外国人 P32 | 「(1)現状と課題」を読む限り、1989年以降の外国との交流、外国人住民についての分析と思われる。 しかし、島根県には在日韓国人・朝鮮人の方がたくさん居住しているが、その方々への島根県としての取り組みはどのようなであったろうか。また行政としてどのような取り組みがなされたのか。実名でなく通称名で生活し、就職差別や結婚差別を受けたこと等を分析し、「現状と課題」に反映すべきだ。 | 【文化国際課】 在日外国人の方が増えて国籍が多様化しており、様々な外国人に対する対応が必要であり、今後、課題については、在日韓国人・朝鮮人の方を含めて取り組んでいきます。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------|---|---|
| 182 | 外国人 P32 | 総務省による「報告書」に触れてあるのみで、県内の実態と課題が記述されていない。県内にも、在日韓国・朝鮮人を始めとして多くの外国人が居住しており、また、近年では外国人研修生が多くの中企業で働いている。県内の差別・人権侵害の実態を、当事者団体からのヒアリングなどを実施し、具体的に記述すべきである。 | 【文化国際課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の32ページ『6.外国人(1)現状と課題』の最終段落の次に「また、県においても、2000(平成12)年及び2005(平成17)年に県内在住外国人の実態調査を行い、全国と同様な課題があると認識しています。」を挿入します。 なお、2005(平成17)年の実態調査については、県のホームページに「島根県在住外国人実態調査報告書」として掲載しています。 |
| 183 | 外国人 P32 | 異文化を 他国の文化を 異文化が それぞれの文化が 理解し 認め合い 地域に居住する同じ 同じ地域に暮らす | 【文化国際課】 ご意見のとおり修正します。 |
| 184 | 外国人 P33 | 「外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保」とあるが、これまで、労働基準法に違反した労働条件の問題が県内でも報道されてきたが、「国と連携しながら啓発」ではなく、「外国人労働者の人権の確立と不正就労の防止に取り組む」とすべきである。 | 【雇用政策課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の33ページ『6.外国人外国人のための労働環境の整備』の中の「外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止について、広く理解を求めるため、国と連携しながら啓発に努めます。」を「外国人労働者がその能力を有効に発揮しながら就労できるよう、国と連携し各企業における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止に取り組みます。」に修正します。 |
| 185 | 外国人 P33 | 雇用者の問題なので、雇用者への啓発は当然であり、指導するべきことではないか。 | |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|----------------|---|--|
| 186 | 患者及び感染者 P35 | <p>「また、HIV感染者等は、医療、福祉など、積極的に保護され支援されるべき人々ですが・・・」 「保護され」というのはどういう意味か。ここでは不必要な言葉のように思われる。「被害の救済」「福祉の増進」「名誉の回復」といったことに言及すべきである。</p> | <p>【薬事衛生課】 「・・・保健・福祉・医療等あらゆる面から保護（援護）や支援を行っていく必要がある・・・」ことから、保護され支援されと記述しました。</p> |
| 187 | 患者及び感染者 P35 | <p>「HIV感染者等は、医療、福祉など、積極的に保護され支援されるべき人々」とあるが、「保護されるべき」とはどういうことが意味不明である。</p> | |
| 188 | 患者及び感染者 P35 | <p>「ハンセン病問題基本法」では、第3条基本理念において、「身体および財産に係わる被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨とする」としている。そして、第5条において地方公共団体の「責務」を規定している。その上で、第2章から第5章まで取り組むべき施策を挙げている。単に「正しい知識の普及」にとどまるのではなく、「ハンセン病であった者等の福祉の増進、名誉の回復等の措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進」に取り組むことを盛り込むべきである。</p> | <p>【健康推進課】 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成20年6月に成立し、平成21年4月1日から施行されることになったことに伴い、県も人権施策推進基本方針の施策の基本的方向において、「法の基本理念にのっとり、入所者等の福祉の増進を図る」記述を加えました。また、ハンセン病に対する正しい知識の普及においては、入所者等の体験談を通して理解を深めてもらえるよう、研修や訪問の機会の確保に努めています。 国における今後の施策の策定や実施は、現在、予算措置も含めて検討中であり、具体的な取組は来年度以降となると聞いています。 県としての具体的な取組等については、療養所が県内に無く、また遠方にあること及び療養所から本県に社会復帰された方や社会復帰を希望されている方もほとんど無い状況であることなどから、国の対応を踏まえて検討・実施して行きたいと思えます。</p> |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|--------------------------------------|---|---|
| 189 | 患者及び感染者等 P35 犯罪被害者とその家族 P38 | 精神が不安定な方(うつ病、認知症、精神障害等)と市民が共に地域で安心して暮らしていただけるための手だて、施策があるのでしょうか。 警察、医療等の連携がなく、相談しても「何もおきていないのなら...。」「ご家族の問題ですから。」とあいまいなことがあった。そうした方々の人権への配慮はとても大切なことだとは思いますが、何か起きたとき動くのではなく、お互いが被害者にも加害者にもならないためにも、もっとはっきりとした、わかりやすい対応マニュアルがほしい。 | 【障害者福祉課】 うつ病や精神障害など精神に疾患がある方の自覚やご家族等の理解があれば、精神科病院・クリニックなどを受診し、適切な治療を受け、症状の悪化を招かないようにしていただくのが最善の方法と考えます。 精神に疾患がある方に対する差別・偏見をなくしていくため、他の障害と同様に障害や障害のある人に対する理解と認識を深めていく取り組みを推進します。 |
| 190 | 刑を終えて P41 | 刑を終えていない(服役中)の人とその家族の人権についてはどうか。 | 【人権同和対策課】 基本的に国の所管する問題であり、県としての取組はできません。 |
| 191 | 刑を終えて P41 | 支援員の増員も必要である。基本方針の全体に渡って、地域や市民、住民などばかりに押しつけている印象が強い。 | 【人権同和対策課】 基本方針は、県としての取組を示したものであり、住民に押しつけるものではありません。 |
| 192 | インターネット P42 | インターネットによる人権侵害についてインターネットの普及に伴い、インターネット上でその匿名性を利用した差別発言が行われたり、インターネットがいじめの温床になっています。基本方針では、「インターネットによる人権侵害の早期発見を図り・・・」とありますが、具体的にどのようにして早期発見を行っていくのかを考えていかなければならないと思います。 | 【人権同和対策課】 ご意見の趣旨を今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 193 | インターネット P42 | 書き込みは、「差別落書」と同じで極めて悪質であることを明記すべき。さらに、「差別落書」と同等の解決への取組が成されるよう、法整備や管理システム改善などが課題であることを明記すべきである。 | 【人権同和対策課】 ご意見の趣旨を今後の取組の参考とさせていただきます。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|----------------|--|--|
| 194 | インターネット P42 | パソコンや携帯電話の普及が進む中で、大人だけでなく子どもも人権を守る視点にたった情報モラルが必要である。15～17ページの「2.子ども」では被害を受ける方に主な視点があるが、ネットにおいては「学校裏サイト」のように子どもが他人の人権を傷つけることもある。ネットは学校外の広い社会とつながっているため、35ページの施策にある「啓発の推進」も子どもを含めた具体的施策になることを望む。 | 【人権同和教育課】 ご意見のとおり、インターネットや携帯電話の利用に関連する問題は、子どもたちの人権を保障していく上において大きな問題であると認識しており、既に学校での啓発や教職員研修に取り組んでいます。今後も更に充実を図っていきます。 県としましては、第2章の「各人権課題に対する取組」(インターネットによる人権侵害)の中で施策の基本的方向を示し、今後はそれに基づいて教職員研修の充実をはじめとした具体的な取組を検討していきます。 |
| 195 | インターネット P42 | 「被害の拡大防止と情報モラルについての啓発」に触れられているが、近年、ブログへの書き込み等の人権侵害事象は、低年齢化が顕著であり、特に「情報モラルについての理解」に係わっては、学校教育における取組が重要と考える。「2.子ども」で記述するか、この項目で、児童・生徒への「情報モラルについての理解」を深める取り組みを盛り込むべきである。 | |
| 196 | 性同一性障害 P43 | 「自分らしい生活を営むことのできるよう環境の整備に努める」とありますが、性同一性障害ではないかと思われる児童生徒に対して、学校における着替え、身体測定など配慮は必要になってくるのでしょうか。 また、男子の女の子らしいしぐさを指摘し、なおさせようとすることは人権を侵害したことになるのでしょうか。 | 【人権同和教育課】 性同一性障害かどうかという判断は、専門医によってしかできません。できるだけ早く専門医に受診されることが必要です。 また、学校としては、性同一性障害について全職員が十分理解した上で対応をしてください。 本人が、性別に違和感を感じ、どうしても身体的な性別とは違った扱いを望むことがあれば、保護者と相談の上、基本的にその気持ちに沿った対応をすべきであろうと思います。その際、当然他の児童生徒へ説明が必要になってきます。 しぐさの指摘についてですが、そもそもどのようなしぐさが男の子らしく、どのようなしぐさが女の子らしいか、定まったものはありません。社会通念上、男子はこうあるべきだという決め付けで指導するのは適切ではありません。その子らしい生活を送る権利があります。従って個人の思いや表現の自由を否定することは人権侵害となる可能性があります。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 197 | 性同一性障害 P 4 3 | 民間の団体とも連携・協力して啓発にとりくむことは、よいことですが、新しい人権問題として、担当窓口の設置を望みます。相談窓口の設置ですが、一般の人権問題窓口より、専門的な知識を持った担当者をおいてほしいです。新たな人権差別を生む危険性があるからです。 | 【人権同和対策課】 性同一性障害については、県立心と体の相談センターにおいて、職員に対し、より専門性の高い研修を受講させることにより、できるだけ早期に専門的な対応ができるよう進めています。また、人権啓発推進センターや女性相談センターなど当事者の方から相談のある可能性のある窓口でも職員研修の機会を増やし、適切な対応ができるよう努めることとしています。 |
| 198 | 性同一性障害 P 4 3 | ・・・医学的治療の対象となっている・・・必ず治療しなければならないのか。ありのままの自分であってよいのではないか。 ・・・性別の変更は容易ではありません。・・・では、このことをどうするのか。 | 【人権同和対策課】 性同一性障害を抱える人が、生物学的な性別のままで生活することは、多くの場合恒常的なストレスを伴うものの、性別違和感などの症状が軽い場合などにおいては、治療によらずそのまま生活することも可能であると言われています。「性同一性障害の診断と治療に関するガイドライン」は策定されていますが、治療を選択するかどうかは、当事者の方が判断されることだと考えています。 また、当事者の人の性別変更を容易にするためには、法律の改正が必要であるため、国に対して県議会から性別変更要件を緩和するよう要望書が提出されています。 県としては、性同一性障害を抱える人に対する偏見や差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができるよう、県民の理解を深めるための啓発を引き続き行っていく必要があると考えています。 |
| 199 | 様々な人権課題 (ひのえうま) P 4 4 | 「今もなお、差別意識が残されています。」差別は観念ではなく、実態である。差別意識が残っていることによって、差別(の実態)が残っているのだから、それについての対策が必要ではないか。 | 【人権同和対策課】 基本方針にもふれているとおり、様々な機会を通じて啓発に努めます。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|----------------------------|---|--|
| 200 | 様々な人権課題 (ひのえうま) P44 | 「『つきもの』は、島根県特有の迷信として一定の地域にみられ、今もなお、差別意識が残されています」とあるが、単に差別意識が残っているのではなく、差別が発生しているのである。また、「島根県特有の迷信として一定の地域にみられ」とするなら「きつねもち」と具体的に盛り込むべきであり、差別の実態を曖昧にすることは、問題解決につながらないとする。 | 【人権同和対策課】 ご意見の趣旨を踏まえ、基本方針の44ページ『12. 様々な人権課題(2)「ひのえうま」などの迷信』の中の3行目「つきもの」を「きつねもち」に修正します。 |
| 201 | 様々な人権課題 (人身取引) P45 | 本県の実態がわからない。 | 【警察本部】 県でも、風俗営業所等において、雇用者が外国人に対し資格外活動をさせる(例:「興行」資格での入国者に客の接待をさせる)入管法違反(不法就労助長罪)事件が発生しております。こうした犯罪の裏で人身取引の発生も懸念されているところです。 関係機関と連携しながら、風俗営業所等における違法行為の取締りを強化するとともに、人身取引の防止・撲滅と、人身取引被害者の早期保護に取り組みます。 |
| 202 | 様々な人権課題 (中国残留孤児) P45 | 下から2行目 ・「・・・・その正しい認識と理解を進め、・・・・」主語は何か。 | 【高齢者福祉課】 この基本方針では、学校や家庭、職場、地域など、あらゆる場を通じて正しい認識と理解を進めこととしています。 |
| 203 | 様々な人権課題 (性的指向) P46 | 具体的な支援を明記すべき。 | 【人権同和対策課】 こうした問題で差別や偏見が起きないように、教育・啓発を進めていきます。 |

| | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|-------------------------|---|--|
| 204 | 様々な人権課題 (その他) P46 | 『様々な人権課題』の中で、「ひのえうま」などの迷信とあります、ケガレ、六曜、血液型うらないなどについての問題は無いでしょうか。 | 【人権同和対策課】 基本方針では触れていない課題もあると思いますが、それについては「様々な人権課題」に「その他の人権課題」の項を新たに設け対応します。 |
| 205 | 様々な人権課題 (その他) P46 | 「六曜」「きつねもち」などについての取組を明記すべきである。 | 【人権同和対策課】 ・基本方針では触れていない課題もあると思いますが、それについては「様々な人権課題」に「その他の人権課題」の項を新たに設け対応します。 ・「きつねもち」については、基本方針の44ページ『12. 様々な人権課題(2)「ひのえうま」などの迷信』の中の3行目「つきもの」を「きつねもち」に修正します。 |
| 206 | 推進体制 P47 | 「今後とも、これらのセンターを拠点として、いっそうの人権教育・啓発の推進に努めていきます。」教育・啓発の推進だけでなく、人権問題についての相談事業に取り組み、人権問題の解決をめざすセンターであってほしい。 | 【人権同和対策課】 現在人権啓発推進センターにおいて、人権相談に対応するほか各相談窓口の総合的なコーディネートを行っています。 今後も、相談窓口の周知を図り、できるだけ解決に結びつく支援を行うよう努めていきます。 |
| 207 | 推進体制 P47 | 「センター拠点として、一層の人権教育・啓発の推進に努めていきます」としているが、「人権相談とその解決への取組み」を盛り込むべきではないか。 | |
| 208 | 国や市町村 P47 | 3段落目「また、市町村は・・・人権教育・啓発を進める実施主体です。」とあるが、それぞれの市町村の実態を把握したうえで、有機的な連携をとってほしい。また、教育面だけではなく、行政施策の基底には人権尊重があるはず。学校教育において「教職員の人権感覚、人権意識伝々・・・」とあれば、同じように、行政職員においても「人権感覚、人権意識・・・」が謳われるべきであろう。 | 【人権同和対策課】 ご意見の趣旨は承ります。 |

| | 項 目 | ご意見の内容 | ご意見に対する県の考え方 |
|-----|------------------|--|--|
| 209 | 民間との協働の推進 P47 | <p>各論の対策として、NPO等民間の活動団体との連携、強化や協働がいたるところで見られましたが、行政主導の協働では限界があります。</p> <p>本当に協働を考えておられるなら、各担当部署の職員の基本的姿勢を正してほしいです。私たちは困った人のお世話をやってあげているという姿勢をです。</p> <p>税金で食べさせていただいて、これらのおてつだいをやらせていただいているというようにお願いいたします。</p> | <p>【人権同和対策課】</p> <p>県においては、平成20年度から、協働の推進にあたり、中心的な役割を担う職員として協働推進員を本庁の各課室、各地方機関等に置いて、職員の意識改革及び組織体制整備を推進しています。</p> |
| 210 | その他 | <p>世界遺産について</p> <p>県には、石見銀山遺跡をユネスコの世界遺産に登録、さらに石州和紙が無形文化遺産に登録されようとしています。島根県の人権施策推進基本方針改定案に、そのことが触れられていないのは、どういうことでしょうか。</p> <p>世界遺産に登録こそ、人権啓発の大きなステップになるのではないのでしょうか。</p> | <p>【人権同和対策課】</p> <p>世界遺産についてふれることはできませんが、「ユネスコ憲章」については、第1章「総論」の「基本方針策定の背景」でふれています。</p> |